

## 京都・大阪三井両替店等勤仕者談話要領

—幕末・維新期の三井両替店—

この談話要領は、大正元年一〇月三井家編纂室員遠藤佐々喜が、自身の担当する両替為替事業史部門の調査取材のため訪れた京阪地方の旅行報告書から抜粋したものである。すなわち「探訪談話覚書」と題された冊子の報告書の中の「旧西

京両替店子供青木藤三郎氏談話覚書」、「旧大阪両替店子供上田源次郎、西村定次郎両氏談話覚書」、「旧敦賀三井組出張店員堀口嘉右衛門氏談話覚書速記」の三編であるが、なおその上に内容に膨らみを持たせるため、前年の明治四四年に同室員柴謙太郎が採取した「元大坂両替店子供嘉三郎談話大要」一編を添えて紹介する。遠藤佐々喜の取材した大阪の《上田源次郎》と、柴の取材した《嘉三郎》は同一人物であり、遠藤は柴の仕事を踏まえたうえで再聴取を行ったものである。遠藤佐々喜の「探訪談話覚書」の三編は、調査旅行報告会である岡百世、柴謙太郎、斎藤隆三といった三井家編纂室の

同僚たちからの質問があり、遠藤が自身の見識をもって応答する箇所も見られる。翌大正二年一月にこれらは浄書されて、さらに遠藤の補筆訂正が入った。ここではその補筆もできるだけ活かす形をとることにした。

幕末維新期の三井事業体制の変化は幕府や新政府の官金取扱御用が急激に増したことによる。両替店は三都の両替店と京糸店、間ノ町店で一卷を構成していたが、呉服店一卷の衰退と横浜店での公金取扱いの大失策によって三井全体を再編成する必要に迫られたさい、三井の本業として立つことになったのである。また慶応二年設立された御用所では、横浜店の後始末のため採用された三野村利左衛門によって政府の財政政策に密着した形で事業を展開していった。三野村は明治四年六月大蔵省から新貨幣為替方に任命されたことを契機に為替座三井組を設立、翌五年三月経営不振の続く呉服業を切り離して銀行化を目指し、府県出張店を設けて地方都市

にも業務を發展させていった。<sup>(1)</sup> 為替座三井組は明治六年二月には名義廃止となったが、七年五月には為換バンク三井組(単に三井組とも、一名御用所ともいう)を発足させた。これが明治九年創立の私盟会社三井銀行につながっていく。両替店は御用所に合併(東京店は明治五年一月、京都店は翌六年四月、大阪店は六年八月)され、両替店一卷にあった京糸店も明治五年に三越呉服店の營業店に組み入れられ、京間之町店も六年に三井家から切り離された。

このように旧兩替店一卷は完全に解消し、三野村利左衛門を主軸とした東京大元方の統轄下のもとで、旧来とは一変した事業体制がスタートした。京都・大阪店子供談話は旧体制末期の両替店についてであり、堀口嘉右衛門のそれは新体制初期の三井組について、ということになる。

第一編「旧西京兩替店子供、青木藤三郎氏談話覚書」では、主に店で使っていた道具・帳面類、營業部署、店内の規律、日常生活、年中行事、等々について語られている。青木藤三郎の名前は、正しくは藤太郎という。単に遠藤の思い違いである。青木は明治二年三月、一二歳で西京兩替店に入った。同六年には手代一三等(初元に相当)、続いて同年一二月に一二等(旧連役か)となる。その後銀行創立後も勤務を続け、小田原出張店、横浜支店を経て明治四四年一〇月まで小樽支店に金庫係、出納係長を勤めた。兩替店時代から三井合

名時代までいたことになる。

青木藤太郎が子供時代を過ごした明治初年は、三井内部の機構改革が次々に行われたが、それは経営上の変革であって、子供の習俗自体には大きな変化は見られなかったようである。この青木の談話に後年編纂室のもとに送付されて来た「青木藤太郎指導、画師某描写 京兩替店子供風俗図」が添付されていて、俗に繰鬢といわれる三井兩替店の子供独特の髪型や、荷物の抱え方が具体的にわかる。

京都兩替店は新町通大角下ル西側に位置した。店の奥に新町三井家の居宅があった関係から、遠藤の報告の中にしばしば「新町様」(八代高辰のこと)が登場する。

第二編「旧大阪兩替店子供上田源次郎西村定次郎両氏談話覚書」は、同じく幕末・維新期の大阪兩替店の子供の生活体験談を中心として聞きまとめたものである。この後に掲げる「元大坂兩替店子供嘉三郎談話大要」と読み合わせると、明治初年当時の大阪兩替店の様子がより鮮明になる。

上田源次郎は、自身の記憶では明治二年に入店したというが、大阪兩替店の「宗旨人別帳」<sup>(2)</sup>には、慶応四年(明治元年)三月一歳で入ったことが記されている。明治六年一月に初元、制度変更後の七年一月神戸御用所、一二月には大阪御用所手代一三等(初元に同じ)となっている。初元は元服を済ませた新米の手代のことである。遠藤佐々喜は「九年間

子供ヲ勤メラレタ人」と紹介しているが、多少のズレはやむを得まい。この前後の経歴を『上田南嶺』（上田勇、平成元年三月発行）に頼ると、明治七年五月推されて鉄道大阪駅に出仕<sup>3</sup>、明治一三年まで勤務したのち趣味から出て画家となっている。この談話聴取のさい、当時の大阪両替店の子供の絵を描いて風俗に関して説明を補っているが、髪形などに旧習の残る京都の子供と比べて見ることができておもしろい。

同席者の西村定次郎は旧名を久保多次郎といい、明治七年四月に当時大阪両替店支配役の西村定次郎方へ入家、同一一年三代目西村定次郎を継いだ。慶応元年四月一歳で大阪両替店に入り、この三年後の明治元年に、上田源次郎が入ってきたときには子供頭になっており、まさに幕末維新期を両替店の子供として過ごした。その後明治六年一月に平手代から連役（旧の上座役に同じ）に進む。三野村利左衛門の改革路線に乗っかり、二〇代半ばにして三井銀行創立当初から支配役たる九等の地位に就き、力を出した一人である。子供から上がって来た者としては、格段の出世といふべきであろう。西村は大阪をはじめとして、名古屋、神戸、広島と重要な支店に転任し、手代三等となり、明治二十七年まで都合三〇年間勤続したことになる。

第三編「旧敦賀三井組出張店員堀口嘉右衛門氏談話速記」では明治五年呉服事業を分離した後の三井組の事業について

語られている。

遠藤佐々喜の説明によれば、堀口嘉右衛門は文久二年から三井入りした、とされるが、実際に職員として名前が記録されるのは、明治五年五月である。それともいきなり府県出張店の責任者として迎えられ、その後七年には京都店の目代席四等<sup>4</sup>（旧後見役に相当か）という重役職につく。この談話聴取後間もなく六一歳で亡くなっているから、逆算すると当時二十歳そこそこだったことになる。遠藤の堀口への接触は、京都の青木藤太郎から堀口が手掛けていたという分析所のことを聞き知ったことに始まる。分析所というのは、金銀地金類を溶かし分析精製する所である。が、堀口からの談話聴取で遠藤にとって一番の収穫は、「明治元年の鳥羽伏見戦における三井家勤王実歴談」であったと日誌に記している。その内容から、堀口が三井に入る以前から、京都において何らかの重要なつながりをもっていたことが推察される。

堀口は若州出身者で、京都において古金銀地金類の分析を行い、造幣寮へ売り込む仕事をしていたという。三井組が未だ本格的に分析所設置に取り掛かれないでいた時のことで、明治五年四月東京大元方では堀口が東京に出て来た折を捕らえて、分析所の設置が採算の折り合うものかどうかを聞き合わせた。その結果、堀口が京都の為替座の下請をすることになった。折から、大蔵省租税寮から三府七二県に為替方三家

から出店するべく、出店個所と名代の姓名を至急提出するよう求められていたわけだが、横浜、新潟、静岡、名古屋、大阪の他には三井組に急な人備えができずいたところ、たまたま東京に居合わせた堀口嘉右衛門が若狭出身であったことから、敦賀県の出納取扱御用を同人が引き受けることになったのである。明治五年五月二〇日堀口嘉右衛門は大元方にて三井組の名代役目代を申し付かった。つまり、三井側は堀口によって、分析所と敦賀県出張店の問題を一挙に解決したことになる。

敦賀の店は西京店持ちとされ、前述したように嘉右衛門の名が明治七年七月の西京御用所の人員書に目代席四等の位置に上がってくる。また翌八年一月目代席三等となった。銀行創立後は正規の職員として八等となり、大津(二等出張店)と敦賀(三等出張店)出張店の兼任取締役を勤める。明治七年退職。

さて、この堀口嘉右衛門であるが、堀口はいわゆる子飼いと言われる丁稚奉公人ではなく、三野村利左衛門に見いだされた人材の一人には違いない。残念なことに、たとえば敦賀三井組出張店の開設の件や、大阪造幣寮御用などの話を後で書きまとめて届けるというつもりがあったらしいが、この談話聴取から間もない大正元年一二月に病没している。遠藤の追記によれば、この筆記の校閲の約束を果たさぬままになっ

てしまったという。

第四編の「元大坂両替店子供嘉三郎談話大要」は前述したように、明治四四年四月、当時画家となって女学校の絵画教師をしていた上田源二郎(南嶺)を、三井家編纂室員の柴謙太郎が取材したものである。これは遠藤のような報告調ではなく、上田南嶺の語り口調で記されている。当時の両替店の様子に加えて、為替方御用三井元之助の名代を勤める中井由兵衛が出納司からの戻りに、賊に襲われ斬られた一件<sup>(6)</sup>について、目撃者としてのエピソードが語られている。

大坂両替店は高麗橋三丁目中橋筋の角にあったが、明治六年一月高麗橋二丁目(旧高麗橋一丁目、元越後屋大坂本店の向かい側)に移転し、元の場所は三井小野組取扱所となった。この談話大要の後ろに、上田南嶺の描いた大阪両替店の概略図と、呉服店越後屋のあった旧高麗橋一丁目の周辺図<sup>(7)</sup>が挿入されているが、むろん移転前のものを思い起こして描いたものであろう。後者の高麗橋一丁目の周辺図については見やすくするため原図通りに作図した。大阪両替店や呉服店周辺の店々を知る材料が乏しいだけに、正確さを欠くとしても貴重な画と言える。

(1) 府県出張店、為替座三井組については『三井事業史』本篇二を参照されたい。

(2) 三井文庫所藏史料別一七一〇。参考までに記すと、

「慶応四辰三月  
大坂札屋町伏見屋証助伴嘉三郎

請人 浜町 新屋新作」とある。

(3) 明治五年四月付に為替座の控には、「今般鉄道御開業ニ付乗車賃金見改之掛り人員當為替座三井組より任選之上其人員御寮附属被仰付」(三井文庫所藏史料 本一四九一—二ノ二)とあり、贖札、贖金を見分する任に当つたもようである。

(4) 使用人の役配、順席の名代席、目代席、日勤席の区別は、明治六年五月の改正規則にみられる。『三井事業史』資料篇二の三五—ページ「名代席、目代席、日勤席給料并手当立方」では、目代席四等は名代席七等と同列になっている。名代席が年給であるのに対し、目代席は月給いくらとなっており、堀口のように機構改革後重役として入った者は、目代席とされ、以前からいるものとの区別があつたようである。

(5) 明治四年一〇月大藏省の沙汰により、三井組が東京で、岡田平蔵が大坂で分析所を開設することになった。翌五年両者とも辰ノ口分析所の機械類の払い下げを受けたが、三井組は証券製造業務などの政府御用に忙殺されて、本格的な操業には至らなかつた。さりとて京阪にも設置しなければ

ば為替座の名義が立たないとして堀口に相談したところ、堀口が京都為替座の名目上は下請として、諸費、機械等は自分持ちで、全益金の半分を受け取ることで決着した(「西京状留帳」三井文庫所藏史料 本二一六〇、「分析規則書」同 追一六九四—一参照)。

(6) この事件で出納司からの頂り金(額面にして金五六六〇両)と錢一五貫文を奪われたが、大藏省は「叱り置」の処分とし、金子は「償二不及」とした。関連史料は三井文庫所藏史料 続一三三、続一四二、続一三三—にある。

(7) 松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」(「三井文庫論叢」第9号)解説中の「地主絵図」(慶応三年四月作成)と比較参照されたい。

(樋口知子)

旧西京両替店子供青木藤三郎氏談話覚書

(大正元年十月廿五日)

此度十六日間ノ京阪地方ノ旅行ニ就テ、私ノ報告ハ次ノヤウニシヤウト思ヒマス

第一 旅行ノ経過日誌

巻冊

第二 採訪中聴取材料ノ筆記

巻冊

第三 採訪材料目錄及略解題

巻冊

即チ其間ノ旅行ノ経過等ハ、第一回乃至第四回ノ通信ト、及ヒ是カラ書キマス報告書ニ譲リマシテ、其際古老カラ聴取リマシタ材料ノ中デ、纏ツテ居ルモノダケヲ二三、今日ハ御話ヲシヤウト思フ。

十月二十三日、京都へ着後二日目テゴザイマス、新町様ニ伺ヒマシタガ、此時ハ主ニ御宅ノ方ノ實地ノ御案内ト、凶面テ説明ヲ願ツタ事ガ多ウゴザイマスカラ、是ハ私自身ガ別ニ書クコトニシテ、第二回ニ新町様ニ御会シタ時ノコトカラ話シマス。其前ニ昔ノ両替店ノ子供ヲ勤メテ居ツタ人ノ話ヲ聴キマシタカラ、日ノ順序トシテ、ソレヲ初メニ申上ゲマス。

青木藤三郎氏談話

十月二十五日午後、話シタ人ハ青木藤三郎、中川様ノ表詰員。此人ハ明治二年三月一日、十三歳ノ時ニ初メテ勤メテ、爾来去年迄四十三年間勤続シテ、最近ニハ北海道ノ銀行ニ勤メテ居ツタ、ソコテ老朽テ免職ニナツタト言フテ居リマシタ。

以下青木ノ話スコトハ、総テ自分ガ子供トシテノ経歴談ヤラ見聞談ヲ述ベルノデ、他ノ事ハ問フテモ分リマセンデシタカラ、其事ダケヲ話シマス。

風俗

初メニ直グ話ノ出ルノハ、幾度モ聞イタ事デスケレドモ風俗ノコトデゴザイマス。

一、子供ノ頭髮 是ハ例ノ編髮ウツビシノ話デゴザイマスガ、要領ハ繰髮ト云フモノハゴテ、頭ハ沢山油ヲ附ケルコトヤラ、其繰髮ノ耳ノ上へ被サツテ居ツタコトヤラ、油ヲ沢山附ケルカラ夜具蒲団ノ大変汚レタト云フコト。ソレカラ同ジ繰髮デモ初メ子供ノ時ノハ「マルウタイ(マユ)」ト云フテ、頭ノ中央ノ処ニチヨロツトシタ毛ガアツタ、ソレカラ五年位掛ルト平元服ト云フノニナツテ、其時結ツタ髮ハ「スミマ」ト云ツタ。総テ此髮ノ形ハ、別ニ新町様ノ方デ詳シク絵ニ画イテ貰フコトニ約束シテアリマスカラ、實地ノコトハソレニ譲リマス。

二、着衣 帯ハ小倉ノ無地デ、衣服ハ堅縞ノ木綿物、裏ハ以前ハ萌黄ト定ツテ居ツタサウデスケレトモ、青木ノ時代、即チ明治初年頃ハモウ裏ハ何デモ構ハナカツタサウデス。足袋ハ白足袋デ、夏ハ足袋ヲ穿クコトハナイ

三、履物 雪駄ハ「リンボ」ノ鼻緒ト云フ、布ヲ捲イテ撚ツタ鼻緒デアツテ、其雪駄ハ店カラ渡ツタサウデス。

子供ノ時ノ雪駄。風俗ノコトハソレダケテ、次ニ  
器物

一、蓆盆 御客様ノ方へ出スモノニ番蓆盆ト云フモノガアル、ソレハ長方形デアツテ、真鍮ノ長イ煙管ガ二本必ズソレニ添フテ居ル。其煙管ガ沢山溜ツテ居マスノデ、毎日夜ノ二時頃カラ起キテ子供ニソレヲ磨カセル、ソレハ随分辛ラカツタサウデス。ソレカラ同シ蓆盆デ、上役ノ人ノハ長方形デハナクテ、円イ蓆盆デ手蔓ガ附イテ居タサウデス。

二、火鉢 ハ無論冬バカリ出マシテ、其恰好ハ、上ノ方ガ開イタ妙ナ恰好ヲシタ火鉢デアツタ。ソレカラ

三、糊筒 ト云フモノガ沢山何十トアツタサウデス、ソレニハ竹篋ガ一ツ宛附ケラレテ居ル。朝早く起キテ、糊ヲ糊筒ニ入レテ、店ノ内ノ役場々々へ配ツテ廻ラナケレバナラヌ、ソレモ子供ノ仕事ノ一ツニナツテ居ツタ。ソレカラ

四、茶碗 茶碗ハ每晚数ヲ算ヘテ、其数ガ合フマデハ寝ルコトガ出来ナカッタ。其数ヲ合ハセル時ニ立会フノハ、半元服ノ人ト元服ノ人ト二人立会ツタモノデス。

(問) 御客様ノ茶碗デスカ。

店ノ茶碗、皆ガ毎日使フモノ。

五、行燈 是ハ子供ニ油差シ番ト云フ当番ガアツテ、是ガ最初ニ燈心ヲズツト附ケテ廻ツテ、後カラ油差ヲ持ツテ点ケテ廻ル、是モ随分沢山数ガアツタト云フ事デス。

六、結界 結界ト云フノハ、帳場テ出入番ガ坐ツテ居ル処ノ三方ヲ囲ツテアル格子ニナツテ居ルモノ。

七、端金箱 其結界ノ側、即チ出入番ノ傍ニ置イテアル金箱ヲ端金箱ト云ツタサウデス

八、天秤 天秤ハ店ノ勘定場ノ格子ノ処ニ載セテアツタサウデス。

九、江戸箱 手紙ハ各家又ハ諸方ノ店カラ皆新町家ノ江戸箱大阪箱ト大抵箱へ毎日持ツテ来テ入レテ置イタ、ソレヲ飛脚便ニ托シテ江戸大阪ニ発送スル。江戸箱カラハ、江戸飛脚ノ越孫ガ受持ツテ五日毎ニ持ツテ行ツタ。大阪箱ノ書状ハ、大阪飛脚ノ伝馬屋ガ毎日大阪へ届ケタ。其位置ハ略々図ノ通デアリマス。

次ニハ

帳面

一、後鑑 子供ノ目ニ着ク本デ大キナ本ガ後鑑ト云フ、是ガ店ノ格子ノ処ニ向ツテ置イテアル、ソレヲ毎日子供ガ、其日ノ処ヲ開ケテ置ク。サウスルト重役ガ来テ、其日ノ処ヘ日記ヲ書イテ、日々ノ相場モ書留メテ置ク。其両替相場ハ高麗屋トカ、万甚、竹原、斯ウ云フ処カラ毎日知ラセテ来タ、ソレヲ其処ニ書留メタ。(此帳面ノ足りナイ事ナドハ後ニ別ニ申シマス)

二、帳面ノ種類 青木ノ言葉デスカ、永除ヨケト切捨キリト云

フモノガアツタ、其切捨ト云フ帳面ハ、要ラナクナツタ時ニ薬研デサクノ切ツタモノダサウデス、サウシテ其レヲ屑屋ニ売ツタ。ソレカラ

三、帳面ノ衝合セ 時々蔵へ入ツテ昔ノ帳面ヲ衝合セヲシタ、是ハ若イ衆ト云フ言葉ガヨク出マスガ、ヤハリ子供ノ中デ子供頭迎ノ人ヲ言フラシイ——ガヤツタモノデアアル。

四、帳面ノ収蔵場所 元方ノ押入ニハ大福帳ガ入レテアツタ、其他廊下ノ蔵ニハ他ノ大切ナ帳面ガ入レテアリ、古イ帳面ハズット奥ノ二階ノ蔵ニ入レテアツタ。其蔵ハ今デモ、位置ハ変ツテ居リマスケレドモ、新町様ニ残ツテ居ル。次ニハ

#### 役場

ノ話テゴザイマス、是ハ問マシタケレドモ、一々記憶ニナイノデ、ポツ／＼ノ話ヲ集メマシタガ、

一、帳合方 是ハ文字ノ通テ帳面ヲ引合ハセル人、青木ノ時代ニハ川島弥七ト云フ人ガヤツテ居ツタ。

二、相手方 是ハ貸付方ノ事デス、出入ノ町人テ口入方ト云フ者ガアツテ、ソレト相對ヲシテ貸付ノ方ノ談判ヲスル役。  
三、御屋敷方 是ハ御屋敷へ行ク時ニハ必ス一本差シタモノデアアル。

四、出入番 其外ノ役割ヲ聞キマシタケレドモ、判然シマセヌカラ略シマス。

(問) 自分ノ方デモ疑問ニナツテ居ルガ、サウ云フ役ハ、其人ガ其役ダト云フダケデスカ、一ノ役場ナリ役所ナリ構ヘテ居ルヤウナ話デスカ。

場所ニ坐リ込シテ居ツタ、今ノ帳合方トカ屋敷方トカ云フノガ坐ル場所ガアツテ、ソコヲ役場ト言ツタラシイ。

(問) 其処ニ所謂結果デモ立テ、居ツタノデスカ。結果ハ出入番ダケノヤウデシタ。

ソレカラ子供ノ方デハ役割ノ事ヲ役番ト云ツタ、ソレニハ先程モチヨット申シタ油さし番トカ、眞番トカ、沢山ノ番ガアツタサウデス、即チ今日ノ当番テゴザイマス。次ニ一日中ノ

#### 日常起居

ヲ話シテ貰ヒマシタ。

一、朝 朝起キルコトハ、前話シタヤウニ煙管ヲ磨ク為ニ今ノ二時位カラ起キルケレドモ、戸ヲ開ケルコトハ大変遅カツタモノデアアル。サウシテ美ハ時勢モ時勢デアツタカラ、終日何モ仕事ガ無カツタ、非常ニ気楽ナモノデアツタソウデス。

二、判取 夕方七時頃ニナルト判取ト云フコトガアツタ、此判取ト云フノハ、ズット子供ヲ並ベテ、屈シテ居ル所ヲ、支配役ト通勤支配ノ人ガ、一々名ト顔トヲ読合ハセル、ソレヲ判取ト云ツタ。時々名前ノ足りナイコトガアルカト言ツタラ、減多ニナイト云フコトデアリシタ。ソレガ済ムト



皆喜ンテ寝タト云フコトデス、其寝ルノハ八時頃ニナル。寝ル処ハ子供ハ奥ノ二階カ又ハ店テ寝ル、初元以上ハ表ノ二階テ寝ル。ソレカラ子供ハ寝ル前ニ上役ノ人ノ蒲団ヲ皆敷カナケレバナラナカッタ。

三、御例刻 是ハ毎晚上役ノ人が寝酒ヲ飲ム、其時ニハ子供ガ行ツテ御酌ヲ為ナケレバナラヌ、チヨット三品位デ……

(問) ソレハドウ云フ人が飲ム。  
支配人以上デス。

四、子供使 是ハ状箱ノ持方ト手紙ノ持方、包物ノ持方ハ非常ニヤカマシカツタモノダサウデ、実地ノ凶ガアリマスカラ其ヲ出スコトニ致シマス。

五、挨拶 途中デ旦那ニ逢ツタ時ニハ、チヨット風が變ツテ居リマスガ、天気ノ時ニハ立停ツテチヨット頭ヲ下ケレバ宜イ、雨天ノ時ニハ却テ下駄ヲ脱イテ挨拶ヲ為ナケレバナラヌ——高下駄デモ穿イテ居ルカラ、高イト云フ事カモ知レマセヌ。又旦那ノ話トハ別ニナリマスケレドモ、三井ト小野島田ノ間デハ、互ニ予テ約束シテ置イテ、使ニ来タ時ニハ、店ノ入口ノ処テ履物ヲ脱イデ上ル約束ニシテ置イタ。次ニ

規律

ノ事ヲ申シマス、子供中ノ上役ノ半元服ノ者ガ、イツモ紙片ヲ手ニ持ツテ居テ、ソレガチヨイ〜行儀ノ悪イ奴ヲ突留メ

テ控ヘテ置イタ。ソレハ何ニナルカト云フト、毎月

一、三九ノ寄会 其時ニ紙片ニ控ヘテ置イタモノヲ子供頭ガ読上ゲルノダサウデス、何月何日に此人ハドウ云フ事ヲシタト言ハレルト、直グ上役ノ人ハ、一寸五分位ノ革ヲ堅ニ疊ンデ、ソレヲ又横ニクル〜ト捲イタ刑罰ノ道具ガアル、ソレデピシヤット後頭部ヲ思フサマ殴ラタモノダ。氣ニ入ラレタ人ハ好イ加減ニヤツテ貰フケレドモ、氣ニ入ラヌ人ヤ、子供頭ニ憎マレタリスルト随分甚イ目ニ遭フ、自分ナドモ今デモ非常ニ後頭ガ硬クナツテ居マスト云フテ居リマシタ。ソレハナカ〜痛イモノデ、大抵ノ人ハ三九ノ寄会ニ読上ゲラレテ殴ラレヌモノハナイ、皆ヤラレタモノダサウデス。

二、刑罰 序ニ刑罰ノ話ヲ聴キマシタガ、是ハ大変可笑ナ事ガアル、先ツ其項目ヲ挙ゲマスト(一)飯止メ ト云フノト(二)起番 ト云フノト(三)くらかけノ上ニ立ツ ノト約三通リアル。

(一)初ノ「飯止メ」ト云フノハ行儀ノ悪カッタ時ヤ仕損ヒヲシタ時ニ、一日位飯止メニ遭フ。ケレドモ是モ台所ノ人ニ氣ニ入ラレルト、ソロット握り飯ヲ拵ヘテ持ツテ来テ貰ツタモノダ。(二)ソレカラ「起番」ト云フノハ廊下ノ藏ノ前ガ板ノ間ニナツテ居ル、其処デ一晚、夜ヲ明カサナケレバナラヌ。(三)第三ノ刑罰ハくらかけト称ヘテ、高イ足繼、(脚

榻) 其くらかけノ高イ処へ立タセラレテ、茶碗ニ水ヲ一杯盛ツテ其ヲ右手ニ持タセラレ、左ノ手ニハ分銅箱、是レハ重イモノダサウデス、其ヲ持ツテ、シカモ台所ノ方デ人ガ出入シテ能ク目ノ着ク処ニ立タセラレル。くらかけニ上ルノデモウーツアルノハ、茶碗ト箸二本ヲ持ツ、此箸二本モナカク持悪イモノダサウデス、是モ人ノ目前ノ見エル処ニ立タセラレル。サウ云フ事ガ子供ノ刑罰デアツタ。コウイフコト迄モ御話シテヨイカト恐れ入リマス、

(遠藤) イヤ、ソウイフコトハ昔ノ丁稚ノ仕附ケニハ皆アツタコトテ決シテ悪イコトデハナイト思ヒマス、近頃モ大坂朝日新聞ナドテ昔ノ丁稚制度ノ研究ガ連載サレマシタガ、今デモ、奇妙ニモ、西洋風ノ躰方ヨリモ日本固有の躰方ニ大變宜敷イ点ガアルコトニヤット氣ガ付イテ来タヨウデス、独乙アタリデモ体罰ノ必要ヲ唱ヘル教育者モアリト聴イテ居リマス、  
次ニハ

### 寄会

ノ話デス、

一、旦那方ノ寄会ハ毎月四日ニ奥ノ十畳ノ御座敷デアツタ、其日ニハ式目ヲ白瀬清三郎ガ読上ゲタ。其時ノ列坐ノ工合ハ別ニ図ヲ入レヤウト思ヒマスカラ省キマス。其時ニハ無論子供ナドモ一緒ニ坐ラナケレバナラナイ。ソレカラ

二、三九ノ寄合ト云フテ、毎月三、九ノ日ニ寄会ガアツタ、

此話ハ前ニ申シタ通りデアリマス。次ニハ

### 年中行事

ニ關係シタコトヲ集メタノデアリマスガ

一、酒番 毎月朔日ト十五日、此日ニハ酒番ト云フテ、上役ノ人ガ淡イ紅塗ノ盃デ酒ヲ飲ム、銚子ハ子供ガ持ツテ注イデ廻ルノダサウデス。必ズ七献ニ限ツタモノ、上カラ下、下カラ上、又上カラ下ト云フヤウニ、繰返シタ々々七遍注イデ廻ツタ。其時ノ献立ハ白味噌ノ御汁ト焼豆腐ト膾デアツタ。

二、日常食事 ソレカラ序ニ日々ノ食事ノ話ヲ聞キマシタガ、平素ハイツモお茶漬デアル、昼お焼ガ出ル時ガアルガ、大抵お茶漬バカリデアアル。ソレカラ台所ノ食事ノ時ノ順番ガナカクヤカマシイモノデアツタ、若シ自分ヨリ少シデモ上ノ子供ガ手ガ支ヘテ食ベラレナイデ、自分ガ先ニ食ベル時ニハ、一々索シ廻ツテ挨拶シテ、ヤットノ事デ食ベルト云フヤウナ訳デ、其坐ル順序カラ食ベル時カラ非常ニ厳シカッタ。ソレカラ箸ナドノ入ツテ居ル処ハ、お医者様ノ薬味筭筒ノヤウニナツテ、ズット名前ガ附イテ入ツテ居ツタ。ソレカラお膳ノ中央ノ処ニハ、底ニ車ノ附イタ大キなお櫃ガ置イテアツタ。

(問) 御飯ハお膳デスカ台デスカ。

ソレハ聴キマセヌデシタガ、飯台デセウ

(齋藤) 呉服店ハ或支配人カ何カ、上ニナラナケレバお膳  
ニナラナカッタ。

後テ私ガ新町様ノ表テ御馳走ニナツタ時ニ、昔モ斯ウ云フ  
台テゴザイマシタカラト云フ挨拶テシタ、ソレハ長イ、飯  
台テ御座イマシタ。ソレカラ

三、正月ノ儀式 ノ一部分テスガ、正月ハ庭ニ三宝荒神ガ祀  
ツテアル、其処ハ一年ノ鏡餅ガ供ヘラレル、所ガ其鏡餅ヲ、  
四日目ノ朝極早く、誰モ知ラヌ時ニ、西ケ岡ノ百姓ガソツ  
ト来テ持つテ逃ゲルコトニナツテ居ル。其由来ハ昔且那樣  
方ガ西ケ岡ノ方ヘ御出ニナツタ時ニ、驟雨ニ遇ハレタ時、  
傘ヲ御借りニナツタ其御礼ダト云フコトデ、今デモヤハリ  
西ケ岡ノ百姓ガ来テ餅ヲ持つテ行クサウデス。

(問) 西ケ岡ト云フノハ何処デス。  
桂川ノ向フノ方デス。ソレカラ

四、戎講 十月十日、床ノ間ニハ高福サンノ大黒ノ軸物ヲ掛  
ケテ、献立ハ鯛ノ焼物ト半ベント葱ノお平。此半ベント葱  
ノお平ト云フモノハ、非常ナ極ツタ儀式アルサウデス、  
今デモ新町様ノ方デハ、儀式ノ時ト云フト直ク半ベント葱  
ダサウデス。之ヲ必ズ戎講ノ時ニハ否テモ二杯換ヘナケレ  
バナラヌ。

五、参詣 ノ話ヲ聴キマシタガ、松樹院様ヤ栄昌院様ノ祥当  
ニハ、店ノ内テ御祭ラシテ、上役ノ人ハ詣ルケレドモ、子

供ナドハ詣ルコトハ無カッタヤウニ思フ。真如堂、木島社  
ニモ前同様アル。又今ノ顕名様、即チ木島様ガ北家ヘ移  
ツタ時ハ、北様デ京江戸大阪三都ノ店全体ノ人ガ招レテ、  
大宴会ガアッタヤウニ覺エテ居ル余談ガアリマシタ  
愛宕様ヘ八月ニ一回台所カラ参詣シ、天満宮ヘハ毎日参詣  
ヲシタ。

六、年中ノ慰勞 トシテハ年ニ三回慰メガアル、第一ニハ花  
見行、第二ニハ納涼行、第三ニハ顔見世行。

一、花見行 是ハ何処デモ適宜ニ行ツタノデ、嵐山其他定  
ツテ居ナイサウデス。其時ノ仕出シハ伊勢長カラ仕出ス  
コトニナツテ居ル。

二、納涼行 ハ出入茶屋ガチャント木屋町ニ御抱ガアツテ、  
其処デ仕出シラシテ、其御茶屋デ涼ムノデ、若衆ト自分  
等子供ト皆一緒アル其時ニハ芸妓モ揚ゲタ。サウシテ  
夕方ニナルト、自分等子供ハ先ニ帰サレテシマツテ、平  
役以上ハ其晩泊ルコトガ出来タ、此時ニハ当然ニ女ハ買  
フコトガ出来タ。平生デモ斯ウ云フ事ガアルト見エテ、  
月末ニ斯ウ云フ料理茶屋カラノ掛取ガ店ノ方ヘ公然トヤ  
ツテ来ル、店ノ方ニモ其掛リガアツテ、毎月遊蕩費ノ支  
払ラシタモノダ。ソレカラ終ニ

三、顔見世行 顔見世トハ上方ニアル年末ノ御儀式ノ時芝  
居ノコトデス、其時ニハ初ノ頃ハ行ツタケレトモ、後年

ニハ追々顔見世ノ方ヘハ行カナイデ、自分等子供ニハ銭七貫ツ、ヲ戴クコトニナツタ。

七、伊勢参宮 正月五月九月ノ三度ニ伊勢参宮ヲシタ、若イ者ハ順番ニ参宮ヲシテ、其時ニハ男一人ヲ連レテ往復七日間デアツタ。初テノ人ハ多賀様ノ方ヘ廻ルコトニ定ツテ居ッテ、其場合ニハ往復九日マデ許サレタ。併シ如何ナルコトガアツテモ四日目ニハ必ラス伊勢ノ方ニ着カナケレバナラナカツタ。出発ノ前日ニ支配人ト盃ヲシテ出タ。此伊勢参宮ハ京都ニ限ラズ、大阪モ江戸モ皆斯ウ云フ事ガアツタカラ、大阪江戸ノ人ハ参宮ノ終ニハ必ラス京都ニ立寄ルコトニナツテ居ツタ。其時ニハ新町様ノ表テ巻鏝ト白米ノ焦ツタノト、結び昆布テ御盃ガ出タ。ソレカラ夜ニナルト店ノ人ガ、大阪江戸ノ店ノ人ヲ遊ビニ連レテ行ツタモノデアール、ソレガ大変慰メデアツタ。

八、五節句ノ宿下 是モ子供ノ順番デアツテ、皆ハ行ケナカツタ。次ニ

九、施粥 是ハ十一月ノ極寒クナリカ、ツタ時ニ、大釜テ粥ヲ一日一夜焚イテ、ソレヲ角樽二十荷バカリ入レテ、七条河原テ十日間施シニナツタ。是ハ二三年モ続イタケレドモ、後ニハ止ンダ。此時ノ施粥ノ角樽ガ、今アモ新町様ニ残ツテ居ル筈ダ。

店前ノ仕事

毎日ドウ云フ役ヲシタカト問マシタケレドモ、其直接ノ答ハ無クシテ、子供ノコトデスカラ唯毎日ノ事ヲ言ヒマシタガ、余程閑散デアツタ。サウシテ両替屋ト云フケレドモ、店前テ實際ノ両替ナドヲシタコトハ決シテ無イ。コレハ両替屋ノ中ノ本両替屋トイフ上等ノ格式デアツタカラ、昔カラソウダロウカト思ハレマス。

口入方

是ハ其役ガ店ノ内ニ有ルノテナク、他カラ出入ニ来ル商売人デ、御店ノ貸付ノ事ヲ引受ケテヤツテ呉レル者デアール。是ハ沢山アツタケレドモ、今ハ唯一軒油小路ニ条下ルル処ニ某ト云フ者ガ残ツテ居ル筈ダサウデス。

穴蔵

穴蔵ノ金ノ包ミ替ガ時々アツタ、其時ニハ大変ニ御馳走ガ出タ。穴蔵ヘ入レル千両箱ハ、一朱金ガ銅ノ金入ニ入り、一朱銀八十貫目ノ箱入ニナツテ穴蔵ニ納メラレタ。此穴蔵ノ話ハ後ニモマダ幾度モ出テ来マス。

包料

他ノ店カラ、店ノ三井三郎助包ニシテ呉レト云ツテ頼ミニ来ルコトガアツタ、ソレガ店ノ営業ノ一ツニナル。

包替

是ハ元ト三郎助包デア出タモノガ、他テ怪シイト思フ時ニハ、ソレヲ勝手ニ他テ開イテハ何ニモナラヌ、必ズ新町ノ店ヘ持

ツテ来て、御立会下、サイト云フ挨拶ヲスル、サウシテ店ノ前テ立会ノ上テソレヲ改メテ、間違ガナケレバ宜イガ、間違ツタト云フト大変ニナル、サウ云フ慣例ニナツテ居リマシタ。ソレカラ少シデモ包紙ノ角ガホツ、レタリナドシテ居ルト、必ス包替ヲ命ゼラレタモノデアル。

包方ノ実地

其包方ヲ子供ノ仕事トシテ遣ラナケレバナラナカッタノデ、チヨット実地ヲヤツテ見セマシタガ、二分金ハ半紙ヲ二折ニシテ包ンダ、サウシテ表二三井三郎助包、五十兩ト云フ判ヲ捺シタ、ソレカラ小粒ハ糊付ニシテクル〜ト捲イテシマッタ。

(問) 其判ハ残ツテ居リマセウ。

残ツテ居リマス。

(問) アレハ此方ト彼方ト同ジデスカ。

此方ハ次郎右衛門包デ、向フノハ三郎助包デス、ソレカラ裏判ノ名ヲ問マシタガ、ソレハ唯封印ダト云ツテ居ツテ、表モ何トカ名ガアルカト問マシタガ、分リマセヌデシタ。ソレカラ

明治初年ノ通用金

ノ話ヲ聞テ見マシタ、余リ要領ヲ得マセンカツタガ、徳川幕府發行ノモノガ一番宜クテ、ソレヲ「徳」ト云ツタ。ソレカラ贖金ハ贖金ノ俣テ通用ヲシテ居ツタ、其贖金ノ中デハ筑前

ノ贖金ガ上等デ、薩摩ノ贖金ガ一番悪カッタ。

分銅

ハ五百兩ヲ始トシテ、百兩、二百兩、ズット続イテ五分マデアツタ、其下ハ木ノ分銅マデアツタ。此分銅ハ後ニ北様カラ出テ来マシタ天秤ノ抽斗ノ中ニ、チヤント揃ツテ糸デ附ケテアリマシタカラ、今度実物ガ来レバ分リマス。

店ノ人数

ノコトヲ問マシタガ、是モ判然タル答デアリマセヌ、上役ガ五人位、子供ハ七人位デアルト言ツタ時ヤ、又ハ二三十人位ト云ツタ時ガアツテ判然シマセヌ。

余談、明治初年ノ分析所

ソレカラ金ノ話ノ序ニ明治ノ円銀ガ出来タ時ニ、二朱金ヲ沢山買集メテ、自宅ニ分析所ヲ拵ヘテ、大釜デ漬シテ延棒ニシテ、ソレヲ兩替屋ヤ政府ノ方ニ売込シテ大儲ヲシタ人ガアル、是ハ堀口嘉右衛門ト云フ者デ、大阪ノ人デアルト云フコトヲ此時チヨット聞キマシタ。是非訪問スルコトニシテ嵐君ノ紹介ヲ得マシタ。

余談、三井小野組合銀行

是ハ後ニ第一銀行トナツタモノノデ、此事ノ内情ヲ聞カウト思ツテ聞キカケタガ分リマセンカツタ。唯榎村知事ノ時デアツテ、榎村知事ノ御蔭デ小野組ガ除物ニナツテ三井一手ニナツタ、サウ云フ事ヲ云ツテ居リマシタ。

以上が青木ノ談デアリマス。

余談、北家所蔵ノ御屋敷方道具

此時ニ道具ノ話ガ出タモノデスカラ、嵐（銳郎）が言フノニ、御屋敷方ノ道具ガ長持三杯北様ノ御蔵ニアル、是ハ北様デ御屋敷方ノ役人ヤラ、大名ト言ツテ居リマシタガ、大名ヲ招ンダ時ニ御出シニナツタ立派ナ道具デ、皆御屋敷タ々々ノ定紋ガ附イテ居ルト云フコトヲ言ヒマシタ。チヨットソレダケ終ニ附加エテ置キマス

跋言

以上ノ談話ハ全ク子供生活ノ御話デアリマスカラ、事柄トシテハ大切ナコトハアリマセヌケレドモ、此談話ニヨツテ、昔ノ兩替店ノ空ヲ吸フコトガ出来ルカラ、我々編纂者ノ氣持ガ全ク此談ヲ聴カナイ時トハ大ニ違フコト、存マス、カク觀ジマスレバズベテ古老ノ談話トイフモノハタトへ、記憶ノ間違ガ沢山アツタニシテモ、編纂上ノ材料トシテハ記録以上ニ大切ナモノト思ヒマス、況シテ此話ノ主人公ガ子供デナクテ、當時ノ重役デアツタラバ、其功一層デアツタラウニ、平井栄三郎トイフ只一人ノ熱心家サヘ昨年死亡シマシタカラ、今ヤ兩替店ノ重役ノ古老ハ一人モ生キ残ツテ居ナイノハ残念デアリマス。

終

大正元年拾二月拾四日覺書速記  
同 貳年壹月淨寫了



京兩替店子供風俗圖

青木藤太郎指導  
畫師某描寫

旧大阪両替店子供上田源次郎西村定次郎両氏談話覚書

(大正元年十一月二日於大阪旅館)

上田源次郎即今号ヲ南嶺トイフ画家ニ、柴君カラ紹介ヲ貰ヒマシテ、予メ約束ヲシテ、話ノ順序ヲシテ置イテ貰ヒマシタ所ガ、本月二日ノ晩ニ、其人ガ西村定次郎ト云フ、昔店ノ子供頭ヲシテ居ツタ人ヲ連レテ来ラレテ、此二人ノ話ヲ聴クコトニナリマシタ。

此上田南嶺氏ノ大体ノ経歴ハ、此前柴君ガ聴取ツテ来ラレタ筆記ニ書イテアル筈デスカラ詳シクハ申シマセヌガ、チヨット申シマス、十一才カラ九年間子供ヲ勤メラレタ人デ、昔ノ炭安トイフ十人両替ノ家ノ親族デ鴻池ノ縁者ニナリ、今モ出入ヲシテ居ラレマス。ソレカラ今度始メテ逢ツタ西村定次郎ト云フ人ハ、元治二年カラ、明治二十七年マテ約三十箇年間勤メタ人デ、西村ノ三代目デアル、二代目即チ先代西村ハ明治七年頃死シテ、其養子ニ入ツテ来タ人、初ノ名ハ久保多次郎。此二人ノ話ハ一緒ニナツテ居リマスカラ、誰ガ言ツタト云フ事ハ、後デ私が註記スルコトニシテ、大体ヲズツト覚書ノマ、話シテ見マセウ

尤モ是モ大阪ノ店ノ子供トシテノ話ヲ聴クダケデ、他ノ上役ノ事ハ分リマセヌ。大体京都ト同ジヤウナ事デアルノハ省キマスガ、私ノ質問ノ要項ハ大概京都ト同ジヤウナ事デシタ。

暖簾印

是ハ京都デハ井桁ニ三文字ニ限ツテ居ルト云フコトデアリマシタガ、大阪デハサウデナクシテ、表ノ方ハ皆紺色(注)木綿ニイノ字繋ギノ紋デアツテ、店ノ中ノ方ノ暖簾ハ井桁ニ三文字ガ附イテ居ツタ。京都ノヤウニ、合印即替紋ガアツタカドウカ、ハッキリ分リマセヌデシタ。

(注)「木綿ニイノ字繋ギノ紋デアツテ」の個所に左のように傍書されてい

る。  
「麻地無紋ノ長イモノデ、土地ニ引キツレテ居リ、ソノ下ノ方ガ汚レテ和布ワフノヤウニナツテ居ツガ、却テソレガ古キ信用アル店ノ証換トシテ尊バレタ

右昭和七年四月廿三日上田南嶺(当時七十五才) 上京  
三井文庫へ招来ノ時ノ聴書(遠藤追記)

旦那方ノ勤番

毎度皆サンガ御出デニナツタ、其中テ宸之助様、即チ今ノ銀行ノ社長高保様ハ大変嚴重ナ御方デアツテ、何時モキチントシテ御出デニナツテ、店へ御出デニナツタ時モキチント坐ツテ入ラツシヤル、御用ガ済ムト直グ二階ニ上ツテ、又二階デモキチントシテ居ラレ、非常ニ嚴重ナ御方デアツタ、斯ウ云フ御方ハ減多マツニ見タコトハ無カツタ。此宸之助様ヲ、大西郷(隆盛)ガ自分ノ子供ニ呉レト言ツテ、大変頼ンダサウデス、其時ニ宸之助様ハ、アンナ大兵ノ人ニ貰ハレテハ恐イヨウダト言ツテ御出デニナツタソウデス。ソレカラ勤番ニ御出デタ

方デハ三郎助（高喜）様、元之助（高生）様ナドモ能ク御出  
デニナツタ、其勤メ振りノ詳シイコトハ分リマセヌデシタ。

次ニ

### 帳面ノ事

帳面ハ一々子供ガ行ツテ其書ク所ヲ開ケテ置クノデアアル、ソ  
レカラ書イタ帳面ヤ、外カラ来タ書状ノヤウナ物ハ、床ノ間  
ノヤウナ所ニズツト並ベテ置ク、サウスルト上役ノ人ガソレ  
ヲ見テ、ア、サウカト云フヤウナ工合ニシテズツト見渡シテ  
行ツタ。ソレカラ、帳面蔵ハ奥ノ方ニ二階蔵ガアリマシテ、  
其処ヘ子供ガ帳面ヲ取りニ行クノハ、大変恐イ氣ガシテ寂シ  
ク思ツタ。

### 役番（即チ子供ノ役割）

是ハ京都ト同ジテ糊番トカ、煙草番トカ、油差番トカ、皆京  
都ト同ジコトデアリマス。店ニ番煙草盆ガアルコトモ同ジテ  
ス、併シ京都ノ店ニアル番煙草盆ハ弦ガ附イテ居ナクテ、上  
役ノ人バカリガ弦ノ附イタモノダト云フ事デアリマシタガ、  
大阪デハ店ニアルモノニモ弦ガ附イテ居タ。又其番煙草盆ニ  
附イテ居ル烟管デ、毎度小僧ガ行儀ガ悪イ時ニハ、直グ叩カ  
レタモノデアアル、チヨット足デモ頼シテ居ルト、直グ其烟管  
デヤラレタ。

### 頭髪

大阪デハ、モウ此人ノ時代ニハ、緑髪ト云フモノハ総テ無ク

テ、普通ノ前髪ノ姿デアツタ。此時ニ話ガ出マシタガ、夏ニ  
ナルト笠ヲサス、サスト云フト日傘ノヤウダケレドモ、竹ノ  
皮デ拵ヘタ菅笠デアアル、所謂バッチ笠デアアル、ソレニハ冠ル  
所ノ紐ガ附イテ居ルノヲ、ワザト被ラナイデ、只手ニ持ツテ  
翳シテ歩イタ。何時モサウ云フヤウニ笠ヲ手ニ持ツテ歩イテ  
居ツタ。

### 着衣

着物ハモウ振袖ナドイフモノハ昔ノ話デ、自分等ノ時ニハ普  
通ノ袖デアツタ。尤モ其頃鴻池ハマダ振袖姿デアツタ、鴻池  
ノ振袖姿ト云フモノハ昔カラ名高イモノデ、随分長イ袖デア  
ツタ。ソレカラ元服以上ハ羽織デ、木綿ノ黒檀榔染ノ物ヲ着  
タ、夏デモ浴衣ナドハ一切着ルコトハナイ。

其時上田南嶺ガ、自分カ詳シイ絵ヲ書イテ差上ゲマスト申シ  
マシタ、其絵ハ別ニアリマスカラ、此所ニ差込ンデ置クコト  
ニシマス。

### 履物

京都ト同ジク<sup>リシガ</sup>繪棒ノ雪駄デ、子供モ大分上ニナリマス、繪  
棒ノ鼻緒ガ鞆革緒ノ雪駄ニナル、是モ皆店カラ貰フノデス。

### 判取

是モ京都ト同ジク、夜寝ル前ノ店ノ人数ノ点呼ノコトヲ判取  
ト申シマス。ソレカラ例ノ

### 御例刻（酒ヲ飲ムコト）



其御酌ヲスル役ヲ酒番ト言ツタ。已ニ判取ガ済ンデ酒番モ済ムト、今度ハ表ノ鍵ヲ支配人ニ子供ガ持つテ行ツテ手渡シヲシナケレバナラヌ、ソレデモウ決シテ外ヘ子供ガ出ナイト云フ事ニナリマス。

大阪店ノ役割(役番)

上役ノ人ノ事業ノ分担表ノ草案ガ編纂室ニアリマシタカラ、其写ヲ持つテ行ツテ、ソレヲ見セテ聞キマシタケレドモ、能クハ分リマセヌデシタガ、只二三点聴イタ所ヲ申シマス、加入方ト云フモノガ大阪ニアリマス、是ハ京都ニハ無い役デ、諸方ヘ貸付ノ事ヲスルノデ、京都ノ口入方ト混同スル<sup>(マカ)</sup>處ガアリマスガ、ソレトハ違ヒマシテ、是ハ店ニ居ル役人ノ掛リテゴサイマス。諸屋敷方ノ貸付ナドニ關係シタ役デ、其當ツテ居ル人ハ吹田四郎兵衛ト云フ人ガ主ニヤツテ居ツタ。此処デ吹田ト云フ人ノ話ガ出タラバ、直グ話ガ横道ニ入りマシテ、吹田ハ神戸ノ小野浜ノ地面ヲ持つテ居テ、ソレハ三井ヘ売ツタノダ、今ハ加納町トナツテ居ル、吹田勘十郎ト云フ人ガ其後ニ居ル筈ダ。明治初年ノ吹田ト云フ人ハ大変ナ權威ノ人デ、何分御役所(通商司)ノ知事サンテアツタカラ非常ナ權威デ、御主人方モ此人ニ対シテハナカク、頭ガ上ラヌ位デアツタ。同ジ役割ノ中デスガ、御屋敷方ト云フモノガアル、其御屋敷方ノ中ニ、此方ニアル表ノ外ニ、先方デ注意シテ呉レマシタノハ、此外ニマダ田安様ガアル筈ダト申シマシタ。

三勤(三年勤定)

三勤ガ済ムト御馳走が出タ。此二人ノ人ハ、三勤トハ何ヲスル事カ、十分分ラヌヨウデ、アノ時ハ何ヲナサツタノデセウト云フヤウナ事デ、ヤハリ決算ラシク思ツテ居ツタヤウデス。(子供ノ時ノ事故、ワカラヌモ無理ハナイ)

子供ノ躰

即チ刑罰ノ事デゴザイマスガ、大阪ノ方ハ少シ違ツテ居リマス。是ハ前ニ話シタヤウニ、平常チヨツトデモ坐リヤウガ悪イ時ニハ、例ノ番煙草盆ノ烟管テ直グ打タレタモノデアアル。乍併、全体京都ノヤウニ嚴重デハナクテ、飯止メト云フノハ大阪デハ飯<sup>イ</sup>マルト言ツタ、是ハ一日断食サセラレル。梯子ノ上ニ立ツコトナドハ、大阪デハ無カツタ。総テ斯ウ云フ刑罰ニ処セラレルコトヲ、此時代ノ言葉デ「過意付ケラレル」ト言ツテ、是ハ京都モ大阪モ同ジデアアル。ソレカラ極悪イ事ヲシタ時ニハ笠箱ノ中ニ投リ込マレタ。驕シテ歩クバツチ笠見タイナモノデスカラ、大キナ箱デス。

奇会

是ハ全ク京都ト同ジデス、奇会ノ時ニ悪イ事ヲシタ奴ハ読上ケラレテ「過意付ケラレル」、即チ罰セラレル、其罰ハ京都デハ例ノ結ンダ革デ叩カレタガ、大阪デハ煙草デヤラレタ、非常ニ痛カツタ、屈ンデ居ル所ノ後頭部ヲ叩カレル、ソレデ皆ノ子供ノ頭ガ硬クナツタ。

## 年中行事

是レモ大体京都同ジテスガ、毎月一日、十五日ニハチヨツト御馳走ガ出テ、正月ニハ年男ト云フモノヲ初元ノ子供ガ勤メテ、豆撒ナドノ儀式ヲシタ。大阪店ノ御寺ノ西方寺ニ詣ルノハ上人バカリテ、自分等ハ詣ラナカツタ、六日ト十六日ニハ必ズ詣ラレタ。

十月二十日ノ夷講、此儀式ハヤハリ京都ト同ジコト、此日カラ足袋ヲ穿クコトヲ許サレル。

ソレカラ五節句デスガ、此時ニハ矢張京都ト同ジテ、順番ニ宿下リヲシテ、皆一緒ニハ行ケナイ、帰ルノハ日暮デアツテ、「御飯迄ニ帰レ」ト言ハレタモノデアル。年中ノ慰ノコト、是ハ京都ノ如ク定ツタ事ハ無カツタヤウデス、芝居ノ二ノ替ノ時トカ、其外ハ天満宮ノ御祭ヤ、夏祭ナドニチヨツト出サレル位ノ事デ、外ニ何ト云ツテ定ツタ、例ヘハ川船デ遊フトカ、何処ヘ物見ニ行クトカ云フヤウナ事ハ無カツタ。

### 子供ノ世話

子供ノ世話掛ハドウ云フワケカ賄方ノ人ガヤツテ居ツタ、賄方ノ組頭ノ人ガヤツテ居ツタ。

### 金ノ包ミ役

京都ト同ジテ子供ノスル仕事デアツタ。

### 店ニ御為換金ノ着イタ時

ハヤハリ京都ト同ジク、為換金が着イタト云フト大變ナ景氣

デ、両替店ノアル町内ノ両方ノ木戸ヲ閉切ツテシマツタ。

(岡) 着イタト云フノハ……

大阪ノ御金蔵カラ持ツテ来タノデス。

(斎藤) サウスルト処分ノ済ムマデ閉切ツテ置クノデスカ。荷ヲ下シテ、内テ何箇届イタト云フ事ヲ計算スル迄。

(岡) 其中ノ或部分ヲ京都ニ持ツテ行ツタリ、江戸ニ持ツテ来ルコトモアルノデセウ。

(斎藤) ソレハ江戸ニ行クノハ江戸ニ行クノテ混ツテ居ルノデセウ。

イヤ、江戸ヘ行クノガ主デス、京都ノハ別デセウ。

(岡) 併シ江戸迄持ツテ行カナイテ融通スル為ニ……ソレハ為換デスケレドモ、唯持ツテ来タ場合ハ……

御承知ノ通り、江戸ヘ大阪金蔵ノ御金ヲ送ルノハ現金輸送デナクテ、スベテ御為替ニナルデスガ、稀ニハ現金ノ輸送モアリマス、ソレハ手板組トイフ飛脚屋ノスルコトデアル様ニ私ハ古記録デ見マシタ。

### 店ノ遺跡

是ハ後ニ実地檢分モシマシタガ、此処ニ申スノハ坐ツテ居ツテ聴イタ遺跡デゴザイマス。

大阪両替店ノ跡ハ、今ハ大阪時事新報社ニナツテ居マス、前掛リノ僅ノ所ハ昔ノ俣デアリマスケレトモ、大抵變ツテ居ル。其裏通ノ浮世小路辺ニ倉ガ並ンデ居ル有様ハ昔ノ風ガアル、

其倉ハ此方ノ物デハナイケレドモ、其趣ハ昔ノ風ガ残ツテ居ル。此方ノ物デニ階ノ倉ハ、今時事新報ノ裏ニ一ツ残ツテ居ル。明治初年頃ニ、両替店ト為換座トガ合併シテ御用所トナツタ時ニ、今ノ堺筋ノ三越ノ所ニ移転ヲシテ、三越ト入レ換ヘニナツタ、ソレガ又後ニハ旧ノ通りニ戻ツタケレドモ、一時サウ云フヤウニ両替店ガ入替リニナツタコトガアル、ソレハ御用所トナツタ時デス。

過書町ノ御座敷ノ話ガ出マシテハ三郎助(高喜)サンガ暫ク居ラレタ事ヲ覚エテ居ル、其処ハ今ノ内北浜町難波橋東入ノ所デ、今ハ品川ト云フ弁護士ガ住ツテ居ル。此所デハ時々婚礼ノ儀式ナドガアツタト云フコトデス、明治初年ニ元之助サンガ此処ノ御座敷ニ居ラレテ、金穀出納所ノ出張所ニナツタカラ、其事ヲ聞キマシタケレドモ分リマセヌデシタ。

銅座ハ今ノ内北浜町ノ角ニ其場所ガアルガ建物ハ変ツテ居ル。銀座ハ内北浜町ノ角ノ郵便局ノアル所ガサウダツタト云フコト

銭相場ノ立ツタ処ハ北浜町

御為替十人組ノ居ツタ所ハ、平野町二丁目船場ト云フ、大阪ノ豪商ノ集ツテ居ル所、ソレモ所ダケテ其ノ家ハナイ、尤モ其中テ島田ノ居ツタ所ハ高麗橋詰ノ北側ノ角、今ノ台湾銀行ノ処。

小野組ノ居ツタ所ハ高麗橋四丁目ノ淀屋橋筋デ、今ノ洋服屋

有本国三ノ居ル処。

両替屋ノ天王寺屋ノ跡ハ今ハ無い、其家ハ弁護士ノ高谷ト云フ者ガ住ツテ居ル。

明治初年ノ通商司ノアツタ処ハ、中之島ノ今ノ豊国神社ノアル処。尤モ最近ニハ豊国神社ガ移転ヲシテ居マス、例ノ岩本トイフ相場師ガ百万円寄附ヲシテ、公会堂ヲ建テル為ニ豊国神社ヲ移転サシタ、其跡ハ公会堂ガ建ツ筈デス、故ニ通商司ハ公会堂ノ跡トイフガ適當デアリマス、此通商司ハ、旧ハ淀屋辰五郎ノ跡デ、其淀屋辰五郎ノ跡ハ辰巳屋久五郎ノ出店ノアツタ処。此辰巳屋ノ後ハイロノニナリマシタガ、今大阪ノ三井銀行ニ勤メテ居ラレル和田サンハ其家ノ一人デス。

ソレカラ造幣寮(造幣局)此処ハ昔米蔵デアツタガ材木蔵ノアツタ処ヲ質問シテ呉レト頼マレテ行キマシタカラ、聞キマシタガ、ドウモ米蔵デハナクシテ材木蔵ノヤウダト云フ事デシタ、即チ幕府ノ材木蔵ノアツタ処。

ソレカラ三越ノ酒屋ノ話ヲチョット聞キマシタカラ、附加ヘテ置キマスガ、明治ノ時ニ酒屋迄出来テ、三越ノ酒屋ト云フモノガアツタ。ソレハ昨年迄続イテ居ツテ、三井銀行ノ東辻ノ角ニアツタ。其後ヲ引受ケテ営業シタ者ガアツタケレドモ、景氣ガ悪クテ最近ニ夜逃ケラシテシマツタ。

(岡) 何ト云フ名前デヤツテ居ツタノデセウ

何ト云フ名前デヤツテ居ツタカ、矢張<sup>◎</sup>テデモヤツテ居ツタ

ノチヤアリマセヌカ。

御店

次ニ是ハ平凡ノ事デスケレドモ、私ニ知ラヌカト云ツテ言ハレタカラ書イテ置キマスガ、其時分、自分ノ勤メ先ノ事ヲ御店々々ト言ツタ、勤メルコトヲ御店ヘ勤メルト言ツタ。

初メテノ奉公

初メテノ奉公ノ時ニハ無論奉公人請状ヲ出シマシタ、其時ニ持ツテ行ク子供ノ道具ハ、渋引ノ葛籠ヲ唯一ツ持ツテ行ツタ、中ニハ着替ガ一枚位入ツテ居ルダケデアツタ。

千両箱

是ハ主ニ常是箱ト云ツタ、皆木デ拵ヘテアツタト云ヒマス。京都デハソレヲ銀箱ト云ツタコトハ前已ニ御話ヲシタ通り。

大塩ノ乱

ソレカラ是ハ昔噺デスケレトモ、大塩ノ乱ノ時ニ店ハドウナツタカト聞キマシタラ、大塩ノ乱ノ時ニハ店ハ焼ケナカツタサウデス。ソレハ大塩ガ御店ノ隣ニ子供ヲ預ケテ置イタノデ、ソレヲ大切ニスル為メニ、御店ニハ火ヲ放ケナカツタト云フ事ダ。京都ノ話トハ少シ違ヒマス

店ノ古図

ソレカラ此話ノ間ニ、私ガ丁度店ノ図面（別二三六五ノ七）ノ写ヲ持ツテ来テ説明ヲシテ貰ヒマシタ、新町サンノ鑑定モアリマシタガ、確ニ大阪ノ両替店ニ違ヒナイト云フ事デアリ

マシタ。

新田

新田ハ余リ話モナイデスケレトモ、此新田ハ一時西村定次郎、即チ此日来テ居ツタ人ノ名義ニモナツテ居ツタコトガアル、今ハ三井ノ物デハナイ。此新田ノ支配人ニ小原良藏ト云フ人がアツタ。此人ハ東京ノ中井三次郎サンノ異腹ノ弟カト自分ハ思フト西村ガ申シマシタ。五節句ニハ、新田ノ百姓ガ牛ヲ飾ツテ店ヘ来テ、御祝儀ヲ貰ツテ行ツタ。今ハ新田ヘ行ツテモ、会所モ何モノイカラ調べ難イダラウト云フ事デアリマシタ。

私ハ新田ノ調べ、前ニ大阪府庁デ、大阪府地誌ト云フ詳シク管内ノ地誌ヲ編纂シタ物ガゴザイマシテ、ソレニ新田ノ沿革モ書イテアリマシタカラ、ソレヲ写シタノト、今度チヨット話ヲ聴イタ位ニ止メマシテ、初ノ予定通ニ研究スルコトガ出来マセヌデシタ。尤モ間接ニ大阪府庁デ、西成郡ノ郡史編纂ニ従事シテ居ル平木安藏ト云フ人がゴザイマシテ、十五年來郡史ノ編纂ニ従事シテ居ル人デ、非常ニ新田ノ事ニ付テモ詳シイ人デアリマスカラ、其人ニ、三井ノ事トハ直接デナイケレトモ、西成郡内ノ新田事業ノ沿革ヤラヲ始メトシテ開墾、税法、検地法、救荒、救済共済、耕地整理、地目変換、宗門人別改メ、会所、所有主、資本、小作民ノ種類、所轄ノ変遷、ナドノコトヲ、其当座思ヒ浮ブマ、ニ、種々細カク問

題ヲ提出シテ聴キマシタ。併シソレハ全ク間接ノ事デゴザイ  
 マスカラ、茲ニハソレヲ再ビ御話シスルコトヲ略シマスガ、  
 トニカク此人ニヨツテ大ニ私ノ新田研究ノ知識ヲ括メマシタ。  
 尚新田ノ事ハ、又他日、大元方ノ掛リノ柴サンノ方ニ御調ベ  
 ヲ願ヒタイト思ツテ居リマス。

飛脚屋ノ事

デアリマスガ、是モ詳シクハ話シテ呉レマセヌデシタ、唯天  
 満屋ト江戸屋ト云フノガアルト云フ位ノ話。

打札

ソレカラ其席へ、廻船問屋ノ札ガゴザイマス、打札一艘ト書  
 イテアル、是ハ写デスガ、其写シヲ持ツテ行ツテ、是ハドウ  
 云フ物カト聞キマシタラ、ア、是ハ木九郎カト云フコトデ、  
 木九郎ト云フノハ天神橋定船問屋ノ木屋九郎右エ門ノ事デア  
 ル。其処カラ出シタモノカ、三井カラ出シタモノカ、船ノ鑑  
 札ダラウ位ノコトデ、判然シタ用途ガ分リマセヌ。聞ク方角  
 ガ違ツテ居ルノダカラ仕方ガアリマセヌ。

銀札ノ引換

大阪デ紀州藩ノ銀札ノ引換ヲヤツタコトガアル。ソレハ私ノ  
 調べタ所デハ、慶応元年十一月ノ事デゴザイマスカラ、其事  
 ヲ云フノダラウト思フ。ソレカラ又西村ト云フ人ノ経験談ニ  
 ナリマスガ、自分ハ備後ノ豊津ノ方ノ銀札取扱所ト云フヘ出  
 張ヲシテ行ツタ、其処デモヤハリ銀札ノ引換ヲヤツタト申シ

マシタ。

相場ノ知ラセノ事

相場ノヤリ方デ、旗振りト云フ者ガ大阪ニアリマスガ、ソレ  
 ハ堂島バカリデアツタカト言ツタラ、北浜ノ方ニモアツタ。  
 ソレカラ伝書鳩ヲ相場ノ旗振りノ代リニ使ツタト云フコトガ、  
 通信博物館ノ模型ニアリマシタカラ、不思議ダト思ツテ其事  
 ヲ聞キマシタラ、大阪デハサウ云フ事ヲ覚エナイト云フ事デ  
 アリマシタ。ケレドモ、後ニ東京ニ帰ツテカラ、其通信博物  
 館長ノ樋畑ト云フ人ニ遇ツテ聴キマシタ所ガ、實際大阪ニソ  
 レガアツタ証拠ノ古記録ヲ大阪商業会所カラ取寄セテ見タト  
 ノコトデシタ。スベテ人ノ話トイフモノハ、ヨリ広ク審シク  
 聴イタ上デ始メテ決判セネバナラヌトイフコトヲ此事ニヨリ  
 テモ悟リマシタ。

大黒講

京都デハ相統講ト云フ名デ知ラレテ居ル、大阪デハ大黒講ト  
 云フ名ノ方ガ能ク知ラレテ居ル様デス。大黒講ノ時ニハ、大  
 黒サンノ掛図ヲ掛ケテ、是へ御洗米ニ御酒ヲ供ヘテ、其前デ  
 銘々ガ一人々々ニ自分ノ暮シ方ノ事ヲ申上ゲル、自分ハドウ  
 云フヤウニシテ暮シテ居リマスト云フ事ヲ一々申上ゲルノダ  
 サウデス、是ハチヨット面白イ事ダト思ヒマス。

昔ノ大阪十人両替

此間ニ又大阪十人両替ノ連名ノ表ヲ持ツテ行キマシテ、此人

ハ現在ドレダケ残ッテ居ルカト云フ事ヲ聞キ、又其綽名ガ、例ヘハ鴻池ノ所ニハ大肩、炭屋安兵衛ナドハ白山ト書イテアルガ、是ハ「オホマイ」「シラヤマ」ト読ムサウデス。炭屋安兵衛ハ此席ニ居リマシタ上田源次郎ト云フ人ノ深イ姻戚デアルサウデ、其処カラ出タ人ダサウデス、ダカラ其關係デ鴻池ナドニモ深く出入ヲシテ居ル。モウ慶応初年ニアツタ大阪十人両替ノ仲間ハ、大部分無クナツテ居ル、今度此話ノ後ニ其表ヲ入レテ置カウト思ヒマス。

(追記)

参 大阪の十人両替 (十人衆)

- (朱世) 東区今橋二丁目 (大肩) 天王寺屋五兵衛×
- (朱世) 東区今橋二丁目 (高木) 平野屋五兵衛×
- (朱世) 東区今橋二丁目 (山中) 鴻池善右衛門○
- (朱世) 東区今橋二丁目 (殿村) 米屋平右衛門○
- (朱世) 東区内平野町二丁目 (中原) 鴻池屋庄兵衛○
- (朱世) 東区今橋二丁目 (森本) 近江屋半右衛門×
- (朱世) 東区北久宝寺町二丁目 (白山) 炭屋安兵衛×
- 明治元年閉店
- (朱世) 西区土佐堀裏町 (長田) 加島屋作兵衛○
- (朱世) 東区平野町二丁目 (今堀) 米屋長兵衛○
- (朱世) 東区北久太郎町三丁目 (松永) 松屋伊兵衛○

(朱世) 兩替商治革史ニヨル

商業資料第二卷第二号 四月廿八年ニヨル

子供会一名寿命会

是デ話ハ終ニナリマシタガ、子供会ト云フモノヲ自分等ガヤツテ居ル、ソレハ旧御店ニ勤メテ居ツタ子供連中ノ今残ツテ居ル者ガヤツテ居ルノデ、表向ノ名ハ寿命会ト云フテ居ル。毎年五月ト十一月ノ年ニ回開クコトニシテ、今月モ十日ニ浜寺デ開クコトニナツテ居ル。其發起人ハ西村自身モヤツテ居ツタケレトモ、今ハ辞退シテ、今三井銀行ニ勤メテ居ル野沢ト云フ人ト、大島ト云フ人ガ幹事ニナツテ居ル。

旧帳簿ノ発見

丁度此席ヘ、西村定次郎ガ、今度御話ヲスルニ付テ、何か実物ノ材料デモト云フ事デアツタカラ、実ハ蔵ヲ探シマシタラパスウ云フ物ガ出テ来マシテ、是ハ私ノ所ニ有ルヘキ筈ヂヤナイケレトモ、東京ニ帰ツタラ上柳サンニ宜敷言ツテ呉レト言ツテ、古イ帳面ヲ四冊即御宅々店々并名目役人扣文化ヨリ明治ニ至ル三冊、勤仕録明治五年ヨリ九年ニ至ル一冊持ッテ来マシタ。其外ニ又翌日ニナツテ、内寄会式享保十七年高房ノ奥印アル原本一冊ト外ニ先代ノ西村ガ写シタ大黒講ノ式目ノ原本トヲ二冊持ッテ来テ呉レタ、都合六冊持ッテ来テ呉レタ訳ニナリマス。

大阪両替店子供風俗画

又其翌日、上田南嶺ト云フ画家ノ先生ガ、兩替店ノ慶応頃ノ丁稚ノ風俗画ヲ自分デ書イテ、小サイ物ヲ一枚持ッテ来テ呉

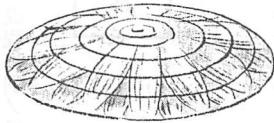
レマシタ。上田モ忙シイシ、西村ト云フ人ハ牛乳商ヲヤツテ居ルノデ、朝早く起キナケレバナラヌト云ツテ大変急イデ居リマシタカラ、話ハ極散漫ナ事ヨリ出来マセヌデシタ。以上ガ大阪デ聴イタ子供ノ生活ノ話デアリマス。

大正元年拾貳月拾五日覚書速記  
同 二年三月淨寫了

慶應頃下推風俗



暑中使用笠



大阪両替店子供風俗画 大阪上田南嶺画

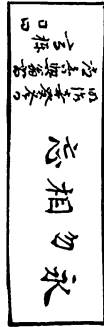
旧敦賀三井組出張店員堀口嘉右衛門氏談話覚書速記

(大正元年十月四日大阪市外堀口氏宅ニ於テ)

十一月四日、此日午前ハ永田好三郎ト云フ天下茶屋在住ノ蔵書家ヲ訪問シマシテ、午後浜寺ノ諏訪森ト云フ電車ノ駅ガゴザイマス、其諏訪森ノ駅ノ前ニ宿ヲ取ツテ保養シテ居ラル、堀口嘉右衛門翁ヲ訪問シマシタ、此紹介ハ嵐君デス。此堀口ト云フ人ハ、文久二年カラ明治十八年迄勤メテ居ツタ人デ、殊ニ維新ノ事ニ付テハ大変功勞モアルシ、自カラ言ハレル所ニ依ルト、三井サントハ特別ノ縁故ガアルト云フ事デアリマス。役ニ命ゼラレマシタノハ、明治五年五月デ初メカラ直グ目代席ニナツタ、ソレ故ニ自分ハ初メカラ重役ニナツタノダトカ言ツテ居リマシタ。其当時交際シテ居ル人モ、大三野村トカ斎藤トカ云フヤウナ、上役ノ人ニ直グ自分ガ接近シテ居ツテ大三野村ナドハ直々ニ話ヲ聴カサレタリ、手紙ヤ何カモ直グ自分ニ見セラレタモノデアルト言ツテ居ル。明治五年ノ後ハ、西京ノ御用所カラ敦賀ノ出張店ソレカラ大津ノ出張店、サウ云フ処ヲズツト歩イタ人デアル

(柴) 北サンノ親類ノヤウナ事ヲ中井サンハ言ツテ居ツタ。特別ノ關係ガアルト云フ事ニ就テ、斯ウ云フ事ヲ言ヒマシタ、此間東京ヘ行ツタ時、銀行デ或人ガ、何処ニ泊ツテ居ルカト云ツタ、北様ニ泊ツテ居ルト答ヘタラ、議長サンガワキカラ申サル、ニハ、ソレハ俺ノ生レヌ先カラ家ニ来テ泊ルコトニ

ナツテ居ルノダカラト仰シヤツタ。成程特別ノ縁故ダト云フ  
ノハ、部屋ノ扁額ニ



斯ウ云フ議長サンノ額ガ懸ツテ居ルノヲ私(秘之)ニ熟視シマシ  
タ。生レハ若狭ノ人ダサウデス。

(柴) 御蔵元カ掛屋カ何カダト中井サンハ言ツテ居ツタ。

余程經歷ノアル人ノヤウデス、人品モチヨット立派ナ——。  
昨日私ガ受取ツタ手紙ニモ、何分三十年間ノ事ダカラ、何ヲ  
書イテ宜イカ、思ヒ出ガ多クテ困ルナド、書イテアツタ。私  
ガ初ニ此人ヲ訪ハウト考ヘタノハ、京都デ分析所ノ話ヲ聞イ  
タ、明治初年ニ古金銀ヲ自分ノ家デ大釜デ潰シテ、ソレヲ延  
棒ニシテ売込シテ儲ケタ人トシテ訪問シヤウトシタノデ、先  
ツ初二分析所ノ事ヲ聞キマシタ。最初ニ一応申シテ置キマス  
ガ、是カラ後ノ話ハ、此人自身ニモ種々經歷ヲ書イテ居ラ  
ル、所デアツタシ、非常ニ編纂ノ事ニ就テ喜バレ過ギテ、話  
ガ一ツアルト又外ノ話ニナツタリ、イロ／＼註ガ多クテ、聴  
カウト思ツタコトヲ一貫シテ聴クコトガ出来ナカツタ、其積  
リテ聴イテ戴キタイ。

#### 分析所

是ハ西京デ、初ハ自分一人デ分析所ヲ設ケテ、古金銀ヲ分析

シテ政府ヘ売込ムコトヲ始メタ、ケレドモ此事業ヲ發展サセ  
ル為ニハ、何デモ東京ヘ出テ、高位大官ノ人ニ打突カラナク  
テハ駄目ダト心付イタカラ、自分ガ東京ヘ出掛ケテ居ツタ。  
其分析所ノ事モ、当時中井三平サンモ大変尽力セラレテ成功  
ヲシテ、三井ノ為換座ノ仕事ニナツタガ、費用ハ矢張自分ガ  
支弁ラシテ居ツタ、ダカラ名義ダケガ左様デ、堀口ノ儲ケニ  
ナツテ居ツタラシイ。

#### 三井ノ大事件——敦賀三井組出張店開設

東京ニ出タ時ハ丁度三井ニ大事件ガアツタ時デ、其大事件ノ  
事ハ追々先デ分リマスガ、自分ハ直グ大三野村即チ三野村利  
左衛門ニ見込マレテ、敦賀ニ三井ノ出張店ヲ出スカラ、其所  
ヲ受合ツテ呉レト頼マレタ。是ハ其当時小野組ガ関西地方ニ  
大變手ヲ拵ケテ居ツテ、其為ニ三井ノ方ハ危イヤウナ形勢デ  
アツタカラ、敦賀ノヤウナ処ヘ行ツテ牽制ヲシナケレバナラ  
ヌト云フコトデ、非常ナ大任デアツタ。此詳シイ事ハ、自分  
ガ又別ニ書クカラト云フコトデアリマシタ。何分関東デハ三  
野村利左衛門、関西デハ五代友厚ト云フノガ兩大関デ、サウ  
云フ豪イ人ガ此局ニ當ツテ居ツタ。

#### 小野組ノ破産

明治七年ノ十二月ニ、突然小野組ガ破産ヲシタ、其時ニ自分  
ハ丁度京都ニ居リマシテ、ソレヲ聞イテ大急ギテ夜船デ敦賀  
ニ歸ツタ。其時ノ東京カラノ電報ハ「タケダ」武田ト云フノ



ハ小野組ノ変名デ、前カラサウ言ツテ居ツタサウデス「タケダヘイテンシタアトヌケメナクヨウジンセヨ」ト云フ電報ガ掛ツタ。

小野組破産ノ原因 小野組ノ破産シタ原因ハ、第一ニ小野組ガ官金御用ヲ手広クヤツタ為ニ、非常ニ贅沢ヲシテ、小野善助別名西村勘六ノ名前デ大変威張ツテ居ツタ、其威張り様ガ余リ甚シク、贅沢ガ過ギタ為ニ、官カラ疑ハレテ、突然ニ抵当ヲ出セト云フ事ニナツタ、所ガ小野組ニハ抵当ガ無いモノダカラ、俄ニ瓦解スルコトニナツタ。其時ノ小野組ノ負債ハ、二百七十万円位ダツタ。

當時ニ於ケル三井ノ危機

デ私ハ、當時三井ノ方ハ抵当ガアツテ助カツタサウデシタガ……ト云ツタラバ、イヤ／＼ソレニハナカ／＼秘密ガアルノデ、地所ナドハ其頃ノ事デアルカラ非常ニ安イコトデモアルシ、殆ンド役ニ立タナイ位ダツタ。ソレデモ地所ハ抵当ニシナケレバナラヌモノダカラ、自分ドモモ非常ニ其時ニハ尽力ヲシテ、其地所ハヤット五万円位ヨリ無カツタモノヲ、イロ／＼尽力シテ百万円位ニシタ。実ニ此時ハ三井ニ取ツテモ非常ナ危機デアツテ大事ナ時デアツタカラ、自分ドモ憤慨ヲシテ御家ノ為ヲ謀ラウト云フコトデ、同志ノ人ヲ翁合シテ党ヲ結ンデ居ツタ、其人ハ約十二名許カツタ。——其人ノ名ヲ時々ノ話ニ思ヒ出シテ言ツタノデ、ソレヲ後デ集メテ見タラ、

二人ドウシテモ足りマセヌガ、後ニ当室ノモノト突合せテ見ルト、丁度十二名ニナリマスカラ、ソレヲ言ツテ見マスト、高野栄二郎、斎藤銀藏、藤田富之助、向井小右衛門、麻田左二平、前山孫九郎、松島吉十郎、平尾賛平、川村源兵衛、長田豊治郎、其外ニ自分ハ東京ニ居ナイケレドモ、出サヘスレバ此同志ト一緒ニナルカラ、ソレテ十二名ニナルノダト云フヤウニ聴キマシタ。ソレテ此十二名ノ申スコトハ、高福様ガ非常ニ御同意デアツタ。此中デ一番無疵ナノハ高野栄次郎唯一人デ、アトハ皆疵者ダ。是ガ後ノ明治九年ノ大事件ノトキノ同志八名ニナリマスガ、ヤハリ已ニ明治七年ノ当時カラ堀口モ一緒デアツタト云フテ居ル。其明治九年ノ時ノ同志八名ハ、明治七年ノ十二名ト意味ハ別デスケレドモ人ハ続イテ居ル、ダカラ其時ニハアレダケヨリ残ツテ居ナイ訳ニナリマス。

三井組各出張店ノ事業

當時三井ノ出張店ト云フモノガ各地ニ出来マシタガ、其事業ハ官金ノ取扱ガ主ダツタテセウト聞キマシタラバ、ソレハ無論ノ事デアルガ、併シ大キナ声シテサウ云フ事ハ言ヘナイ、官金ト云フノハ表向テナクシテ、内実ハヤハリ民間ノ貸付ヤ為換ノ事業ナドラスルト云フコトデアツタ。

小野組破産ノ際ニ於ケル敦賀三井出張店ノ苦心談

其時ニ堀口ハ、京都カラ急イデ夜船ヲ帰ツタ所ガ、幸ニモ兼々敦賀ノ福井県令藤井弁藏ト云フ人ニ大變愛顧ヲ受ケテ居

ツタノテ、藤井県令カラ五日間ノ暇ヲヤルカラ始末ヲシテ来  
イト言ハレタ——始末ト云フノハ三井ノ抵当調ノ事ダラウト  
思ヒマス。ソレデ自分ハ喜ンデ、五日間ニ始末ヲシナケレバ  
ナラヌト云フノ東奔西走シテ、第一ニ民間事業ノ事ヲ証拠  
物ヲ出サナケレバナラヌカラ、貸付証文ヲ諸方カラ取寄セ、  
又田地ノ地券状ヲ六万両許リ集メテ、都合合セテ七万五千両  
許ノ物ヲ急場ニ拵ヘ上ゲタ。是モ大變ナ骨折デアツテ、自分  
ハ諸方ヘ行ツテ、己レヲ助ケテ呉レト云フヤウニ言ツテ頼ン  
ダガ、幸ニ兼々氣ノ合ツタ人ガ多クツタモノダカラ、非常ニ  
皆ガ一致シテ、一人モ反対スルモノガナク、皆自分ヲ助ケテ  
呉レタ。此他ニ又現金モ古金デ大判小判（小判ハ一万両許）  
等ヲ富豪カラ集メテ来タ——其当時ハ鷹揚ナモノデ、皆斯ウ  
云フ大額ノ古金ヲ、何ノ証文モナク口約束デ、直グ自分ニ半  
年ノ期限デ預ケテ呉レタ。是ガ出来タモノダカラ、今度ハ県  
令ヤ参議（参議ト云フク）ノ沢山並ンテ居ル——列坐ノ面前ヘ、  
抵当物ヤ証文ヤ、地券状ヤラ現金ヤ一荷ニ持ツテ出タ。其  
時ニ自分ハ「策」ヲヤリマシタ、ソレハ大判小判ヲ入レタ竹  
ノ籠ヲ、底ヲザク／＼ニ拵ヘテ置イテ、県令サンノ面前ヘ持  
ツテ出ルヤ否ヤ、直グバラ／＼ト其席上ヘ大判小判ガ溢レ出  
タ。ソレデ知事サンモソレヲ見テ、兼テ堀口ヲ助ケテヤラウ  
ト思ツテ居ツタモノダカラ、堀口出来シタ、流石ハ三井ダ、  
現金迄モコンナニ沢山アルト云ツテ大變喜バレタ、ソレデ抵

当ノ事モ何モ調ベナクシテ通ツテシマツタ。併シ是ハ余リ自  
慢話ニナルカラ、此位ニシテ措キマスト云フコトデアリマシ  
タ。

小野組破産當時ニ於ケル他ノ三井出張店ノ狀況

ニ付テ一口申シテ置キマス、是ハ敦賀バカリデナク、其当時  
関西ハ何処デモデアツタガ、神戸ノ方ハ山中伝次郎ト云フ人  
ガ居ラレタ、併シソレデハナク／＼骨ガ折レルカラ、大三野  
村ノ代理デ菊永頼太郎ト云フ人ガ尽力ヲシテ、トウ／＼小野  
組ト分離スルヤウニシテ三井ヲ助ケタ。此時注意ヲシテ置キ  
タイノハ、三井ト小野ト組合デ仕事ヲシテ居ルコトガ多ク、  
聯帶責任ニナルモノダカラ、殊ニ三井ニ影響ヲ及ボサナイヤ  
ウニシテ小野組ト離レルコトノ苦心ガ大變デアツタ、次ニハ  
自分ノ功勞話デスカ

三井ノ荷為換ノ嚙手

明治ノ初年頃ト云フカラ何年デスカ、越前ノ今庄村ノ西尾茂  
次郎ト云フ大キナ糸商人ガアツタ、ソレカラ横濱行ノ荷物ガ  
二百兩一梱ガ五十—一万兩程ソレヲ自分ガ東海道五十三次ノ  
道中ノ荷為換ニシタ、是ガ即チ三井ノ荷為換ノ初デアル。即  
チ自分ガ荷為換ノ始ヲヤツタモノデアルト云フ話デシタ。乍  
併茲ニ一寸私ノ註釈ヲ入レルト、成程是ハ明治初年頃ニハ荷  
為換ノ法ナドモ廢頓シテ居ツタカラ、堀口翁ガ初ノヤウニ思  
ハレタカモ知レマセヌガ、我三井家デハ荷為換ノ事ハ百年前

ノ文化二年頃ニ已ニ稍完備シタ組織ガアルヤウデス、大分淵源ハ深イヤウデス。

序ニ思ヒ出シタカラ申シテ置キマスガ、京都大学デ見マシタ書物ニ「勸商私見」ト云フモノガ一冊アリマシタ、ソレハ明治三十年齊藤修一郎献本トシテアリマシテ、同人ノ編纂シタモノ、ヤウニ想像サレマスガ、出来タノハ明治十六七年デアラシイ、其頃洋行シテ歸ツテ来テ、西洋デハ斯ウダト云フ、自分ノ商業振興策トシテノ献策ノヤウニ見エマスガ、其中ニモ荷為換ノ事ヲ大奨奨励シテ、日本ニハ全ク無イモノ、ヤウニ論ジテアリマス。ヤハリ其時代ノ思想ガ、荷為換ト云フモノハ日本ニ無イモノ、如ク思ツテ居タヤウデス。今度モ他ノ銀行ナドニ行ツテ、話ノ序ニ荷為換ノ話ナド、少シク私ノ方デ自慢トシテ、三井ニハ古クカラアルト申シマス、皆驚イテ居ルヤウデス。明治ノ初頃カラ近頃マデハ、荷為換ノ事ハ全ク日本ニアツタモノヲ忘レラレテ居ルヤウナ姿デス、是ハ私ノ浅見ニハ過ギマセヌケレドモ附加ヘテ置キマス。トニカク堀口翁ハ明治ノ元祖カモ知マセヌガ、本当ノ元祖ヂヤナイ、其荷為換法モ何ダカ妙ナ方法ヲヤツタラシイデス。

(岡) 堀口ガ自分デ一緒ニ荷ニ附イテ行ツタト云フノデスカ。

唯サウ云フ大取組ノ実施ヲシタト云フ事デス。自分カツイテ行ツタノデハアリマセヌ。

次ニ私カ訪問シタ時ニ、丁度脱稿シタバカリデアツテ、机ノ引出カラ出シテ見セラレタモノハ、

明治十一年明治天皇陛下北陸御巡幸ノ際敦賀三井組出張店御駐轡ニ付支店長堀口嘉右衛門ノ苦心談

サウ云フヤウナ意味ノモノヲ丁度今書キ綴ツテ、罫紙二十枚許リ丁度脱稿シタ処デアツテ、ソレニ陛下ノ御轡ノ通ツテ居ル所ノ凶迄挿入シテ、小サイモノデスケレドモ拵ヘテ居ル。其原稿ヲ私ニ讀ンテ聴カセマシタガ、ソレハ第一ノ苦悶、第二ノ苦悶、第三ノ苦悶、第四ノ苦悶ト云フヤウニナツテ居ル。苦心ト書イテハナイ苦悶ト書イテアツタ。

御宿ニ付テ非常ナ競争ガアツタニモ拘ラズ、新シイ三井ノ出張店位ヲ陛下ノ行在所ニスルト云フノハ大變ナ事デアツタ、是ハ自分ガ東京ニモ伺ヒ出タ所ガ、東京ノ御同族モ、大變賛成シテ下サツタカラ、自分ハ一生懸命デ其任ニ当ルコトニシタ。其書イタ物ハ今度議長サンノ所ヘ差上ゲルカラ、ソレヲ御覽ニナツテモヨシ、又自分ガ其草稿ヲ清書シテ、差上ゲテモ宜イト云フコトデアリマシタ。其内容ニ就テ何ガ苦悶カト云フト、其中ノ一寸細カナコトヲイフト、急ニ建具ナドヲ換ヘテ狩野派ノ人ガ画イタ立派ナ大キナ屏風ガアツタノヲ、是デハドウモ神聖デナイカラ、何デモ新シイ綺麗ナ物ニシナケレバナラヌト云フノデ、急ニ白張ノ屏風ニシ、襖モ新シク直シタ所ガ、黒塗ノ縁ノ漆ガ新シイ為ニ大變ニ臭イ、モウ三日

程スレバ陛下ガ御出ニナルト云フノニ大変漆ノ臭ヒガ強イ、ドウシテ消シタラ宜イカト思ツテ非常ニ苦心シタ、京都カラ職人ヲ呼ンデ、丁子油ヲ塗ツタリ何カシタケレドモ一向役ニ立タヌ、夜寝ナイデ心配シタケレドモ好イ工夫ガナイ、所ガ最後ノ明日御出ニナルト云フ日ニナツテ大雪ニナツタラ、奇妙ナ事ニハ其大雪ノ為メニ臭ガ大変減ツテシマツタ。ソレカラ諸大名カラ献上品ノ内見ヲ願ヒタイト云フコトデ、色々ノ希望ヲ持ツテ来ル、ソレヲ防禦シナケレバナラヌ、其苦心デ、何デモ自分ノ方ノ物ヲ御覽ニ入レナケレバナラヌト云フノデ、其中ニ目錄ガ載ツテ居リマシタガ、一ツ見タノハ、北家カラ出タモノデ、文天祥ノ字デ春岳公ノ箱書ノアル大キナ物、其他四五幅、金屏風ヤ何カ皆京都カラ遙々取寄セタ。其時ニ随イテ居ラレタノハ杉サンダツタサウデス、杉サンモ非常ニ満足シテ、是デ結構ダ、他ノ物ヲ見ナクテモ宜イト云フコトデアッタ。翁ガコレラノ苦心談ノ草稿ヲ読ム時ニハ本当ニ流涕滂沱トシテ、實際自分自身ガ感泣シテ読ンテ居ラレル位、大変ナ熱心ナモノデアリマシタ。其引イテアル御発着ノ時間ノ事ガ、何時何十分迄書イテアルカラ、能ク御記憶ガ残ツテ居リマシタト質問シタラ、イヤソレハ淡海新聞ノ別録、輦道日誌ト云フモノガ三冊薄イ物ガ出版ニナツタ、ソレヲ敦賀ノ神宮ノ神主ガ持ツテ居ル、其神主ガ堀口ガ出張店ヲ出シタ時ニ店テ使ツテ居ッタ小僧デ、今立派ナ神主ニナツテ居ルノデス。

其人ニ材料ヲ探シテ貰ッタラバ、サウ云フ物ヲ一部貸シテ呉レタカラ、其レニ依ツテ陛下ノ御発着ノ時間ナドハ正確ニ分ツタト云フコトデアリマシタ。

其後今ノ天皇陛下ガ皇太子デ敦賀ニ御出ニナツタ時ニ、矢張り御宿ニ付テ競争ガアツタサウデス。所ガアノ神宮ナド御覽ニナツタ序ニ、三井銀行ノ——今ハ他ノ銀行ニナツテ居ルケレドモ、行在所ニナツタ処ダケ今モ保存シテアルサウデスガ、殿下ガ父帝ノ御泊リニナツタ所ガアルサウダ、其処ニ行ツテ見タイト云フ事ニナツテ、俄カニ大騒ギヲシテ其処ヲ御覽ニ入レタ所ガ、殿下ガ父帝ノ御泊リニナツタ所ダカラ己モ此所ニ泊ルト仰シヤツテ、急ニ其処ガ御宿ニナツタ、ソレデ他ノ競争シタ者モ全然駄目ニナツタ。自分ハ其時幸シタコトハ、此処ハ前ニ御先帝様ノ行在所ノ時ニハ、堀口嘉右衛門ト云フ者ガ頭ヲシテ居リマシタト具庁ノ役人ガ上言シタト云フ手紙ガ来テ居ル、ソレデ自分モ非常ナ幸ヲシタト言ツテ喜ンテ居リマシタ。

(斎藤) 事実デセウカ、話ガ甘スギルガ？

ソレハ事実デセウ、使ツテ居タ人ナドモアリ、先方カラ来タ手紙モアル。私ハソレヲ実見シマシタ。

(柴) ヤハリ運動シテ前カラ準備シテアツタノデセウ、其処ヘ行ツテ御覽遊バサレ始めテ此処ニ泊ルト仰セラレタト云フコトハ、少シ景氣ヲ付ケテハ居マセヌカ。

ソレハ分ラナイデスネ、前カラサウ仰シヤツタカモ知レマセヌ、運動シテ居ルコトヲ聞イタノデ、ソレデハ彼処ニ泊ラウトデモ仰シヤツタカモ知レナイ。  
今度項目ガ改マツテ

維新当初鳥羽伏見戦ニ於ケル三井家勤王実歴談

デアリマス。是モ大変意外デアリマシタ。此維新当時ノ勤王ノ一件ニ付テ、自分ノ局ニ当ツタ詳シイ覚書ハ、昨年九月二十四日附テ今井町ノ男爵様ノ方へ差上ゲタガ、取次ノ人ガ何ダカ歴史物デモ来タ位ニ思ツテ忘レテ居ルカモ知レヌト云フ話デアリマシタ。其事デチヨット聴キマシタノデスガ、丁度明治元年、例ノ正月ノ鳥羽伏見ノ戦争ノ時ニ、三井ガ始メテ薩摩ヘ勤王ノ実ヲ拳ゲタ、其事ハ、ヤハリ自分ガ今井町ニ差上ゲタ物ニモ詳シク書イテアル筈ダガ、其時ニハ自分ガ麻田左二平ニ随行シテ行ツタノデ、沢山ノ陣屋ヲ通り抜ケテ行クノダカラ、薩摩ノ御用ノ提灯ヲ借出シテ、ソレヲ持つテ関所ヲ通り抜ケテ伏見ノ何清兵衛ト云フ所マテ取附イタ。ソレ以上ノ詳シイ事ハ話シマセヌデシタ。此一件ノ詳シイ調ノ原案ガ手許ニ一通残ツテ居ルカラ、是ハ後デ整理シテ編纂室ノ方ヘ送ルヤウニシヤウト云フ約束デゴザイマシタ。  
此話ノ序ニ、実ハ此鳥羽伏見ノ戦争ノ事績ガ判然シナイデ、東京デハ能勢規十郎ノ話ヲ材料ニシテ居ルト云ツタラ、非常ニ笑ヒマシテ、アレハ全ク年代ガ合ハナイ、彼ガ言フ事ハ決

シテ当ニナラヌ、是カラハモウ聞カヌガ宜イ、彼ハ全ク他カラ伝聞シタコトヲ言フニ過ギナイノデ實際ノ事ハ自分ガ麻田左二平サンニ随イテヤツタ事デアルカラ、是ヨリ確ナ事ハナイト云フ事デアリマシタ。

麻田ノ功勞

其麻田ト云フニ付テ、麻田左二平ト云フノハ実ハ自分ノ先生ダト云フ事デシタ、此人ハ維新ノ功勞ガ大変大キイ人デアルカラ、自分ガ今井町サンニ維新ノ功勞ノ事ヲ書上ゲタノハ、実ハ此麻田左二平ノ事ニ付テ贈位ノ推薦トカ何トカ——サウハッキリハ言ハナカッタガ、何カ麻田左二平ノ事ニ付テ申上ゲタイ事ガアツタカラ、其為ニ書キ上ゲタモノデアルトチヨット仄メカシタ。此堀口翁ハ、非常ニ麻田左二平ヲ崇拜シテ居ル人ノヤウデス。

三井物産会社創立ノ事

明治九年ニ三井銀行ガ創立サレタト同時ニ三井物産会社ト云フモノガ出来タガ、三井家ニ取ツテハ非常ニ大切ナ事デアツタ、三井物産会社ハ、三井銀行ノ後援ト云フ訳デアル。其時ニハ三井家ニモ一大事ガアツタ、ソレハ井上サンノ命令デ益田ノ先収会社ガ合併スルコトニナツタ、其時ノ詳シイ事ハ、又後カラ追々ニ申上ゲルト云フコトデアリマシタ。

大阪為換座造幣寮御用ノ事

是ハ明治四年ニ出来タノデ、其当時ノ大蔵省側ニハ久世、田

村、馬渡、ナドガ居ツタ、今ノ益田孝サンモ居ツタ、是モ亦  
詳シイ事ハ覚書ニスルト言ツテ居ツタ。

### 維新当時ノ政府ノ財政

是ハ三岡八郎サンノ実話ヲ聴イタノダガ、其当時二条ノ御蔵  
ニハ金ガ僅カ千六百兩ト、米ガタツタ二百石アツタ、ソレガ  
御一新ノ財政ノ本タサウデアアル。

### 渋沢サント三井

ソレカラ私ハ第一銀行ト小野三井組合銀行ノ關係ヲ話シマシ  
テ、渋沢サンガ初ハ三井ト非常ニ聯絡ガアツタヤウダガ、後  
ニハ全ク聯絡ガ無クナツタヤウニ見エルガ、何カ事情ガアリ  
ハセヌカト問フトラバ、イヤサウ云フ訳ハ決シテナイ、是ハ  
貴方モ御承知ノ通り、第一銀行ノ頭取ハ三井デヤツテ居ラレ  
タ位ダカラ、サウ云フ事ハ決シテナイ、渋沢サンガ急ニ關係  
ヲ絶ツヤウナコトハナイト云フ話デゴザイマシタ。渋沢サン  
ト堀口翁トハ丁度同年デ、堀口翁ガ二月生レテ渋沢サンハ九  
月生レア、東京ヘ行クト何時モ先方カラモ訪問スルシ、堀口  
翁モ行ツテ話ヲスルト云ツテ、今度渋沢サンノ自働車デ怪俄  
ラシタ話ニ迄及ンダ、ソレカラ渋沢ガ第一銀行ノ頭取ニナツ  
タ時ガ月給ガ二百円、ソレデモ当時ハ最高給ダト云フ評判ダ  
ツタコトナド、愈話ハ余談ニワタル、

### 余談 三井家御用金ノ評議

是ハ自分ガ或時、新町サンノ表デ、評議録トカ何トカト云フ

ノダト思フガ、其書物ヲチヨット拝見シタ、所ガ其中ニ、御  
用金ノ命令ニ付テイロ、困ルト云フ評議ガ書イテアル、ド  
ウシテモ此用金ノ命ヲ受ケナイト、淀屋辰五郎ノヤウナ目ニ  
逢フカラト云フコトガ書イテアツタ、自分ハ非常ニ感心シテ、  
今デモソレヲ覚エテ居ルト申シマシタ。

### 昔話ヲ聴クベキ遺老

今日貴方ハ為換座ノ事ヲ聞キニ来タト云フ事ダガ、為換座ノ  
事ヲ聞ク故老トシテハ、今デハ伊勢ニ井田一平サンガ居ル、  
東京デハ高野栄次郎サンガ居ル位ノモノダト云フコトデアリ  
マシタ。井田一平ニ付テハチヨット批評ガアリマシタケレド  
モ、止シマス。

後ハ男爵様ヘノ伝言ナドデ、話ハ余程枝葉ニ涉リマスシ、又  
病中ニテ大分長イ話デ疲レラレタ様子ニモ見エ、且日モ暮レ  
マシタカラ、コレ位デ割愛シテ帰リマシタ、三時間半足ラズ  
ノ間ノ談話デアリマス。

(大正貳年正月十日淨写了)

追記、此談話ノ主人公堀口嘉右衛門翁ハ此筆記ノ淨写未ダ成ラザ

ルニ先チテ(筆記校閲シモ)大正元年十二月廿六日大阪府下

浜寺諏訪森ノ仮寓ニ於テ長逝セリ、享年六十一歳

昨大正元年十一月四日ノ訪問者 遠藤佐々喜識

大正元年拾貳月覚書速記  
大正貳年正月淨写了

元大坂兩替店子供嘉三郎現大坂金蘭会高等女学校 談話大要

私は明治二年から三井兩替店の子供となりました、その時

ハ丁度十一歳でありまして十九歳まで勤仕致しました、自分の名は源二郎でしたが御店の名前ハ元之助様であり、京の御宅には源右衛門様が居られますので嘉三郎と云ふ名を付けられました、之は自分の縁辺に當つて居つて、且つ勤仕を懇憑した中井由兵衛氏が付けて呉れたのです、本来自分の親ハ安土町のある兩替屋に勤仕して居つたのですが、親子とも同じ店に仕へるハおもしろくないと云ふ処で中井由兵衛の手から三井兩替店に奉公する事になつたのです。

○私の勤めました時は丁度御維新の後で、兩替店は高麗橋三丁目中橋筋の角にありました、丁度今時事新報社がある所であり、その隣に御用所がありました、呉服店は今の三越の処と寸分も違はないのです、外観ハ元より變つて居りますが地所ハ少しも變つて居りませぬ

○呉服店の前に紅店、鼈甲店、道具店、紙店などがありまして皆越後屋の別家であり、鼈甲屋は加藤東助で鏡屋が池田某（今ハ西の町に鼈甲屋を致して居ります、今も<sup>○</sup>の暖簾をかけて居ります）紅店ハ小泉と申して、今ハ高麗橋通で雜貨商を営んで居ります、糸店は今の豊田絨店であり

まして、西の町に之も矢張<sup>○</sup>の商標を用ゐて居ります、呉服店の西側ハ今陳例棚（ちんれいばな）がありますが、前は壁でありまして、店は東店西店に分れて、真中に入口があつて之を入ると竹などが植ゑてありました、是れを突当ると店になつて居つて、是の先きに中柱がありました、入口の処に茶番が居つて、御客に茶を出しました、呉服店の東隣は河内屋桔梗屋（之ハ今東の町に居ります、縫箔師です）など三軒あります、今日も是の跡方ハよく分ります、三越の隣ハ革屋など丁度三軒ありあり（つゞ）ましてきつちり分れて居ります、それから横町の小野十作の処も呉服店の地所でありました

○それから西の角の鏡屋ハ一時酒店になつた事もありました  
○自分が勤めてから一時呉服店と兩替店と入替りになつた事もありません

○私の勤めた時は店の支配人は吹田（ふいた）四郎兵衛サンでありまして勤定場には中井由兵衛、其他清水覚次郎、福田吉十郎、西村定次郎などの人が居りました、中井由兵衛氏の未亡人ハ今現存して居ります、西村定次郎の養子ハ私と同役であつて、三四歳上の人がそれになりました、之も現存して居ります

○吹田四郎兵衛と云ふ人ハ今から考へると中々切れた人でありました、兩替店の方ハ一人でやつてのけられて居りました、何を申しても當時に五十兩も出して金の入歯をはめて

居つた人でありましたから、又東京に行つて初めて人力車を二輛買入れて持ち帰つた人であります、是が大坂で人力車を輸入した最初です、明治何年でありますか忘れませんが自分ハその荷造を中庭で解いた事を記憶して居ります、妙な格好で、背にほり物がしてありました、店の男衆などが裏庭でその牽き方を稽古した位です

○店は朝ハ大抵十時頃に戸を開けるのです、夕方ハ六時位になつてから暖簾を外すのです、之を取れば営業を止めるのです、自分の親などがよく申しました、おまいの店は本店であるが一体朝ハ何をして居るのか、戸を開けるのが遅いでハないかなど申して、訝つて居りました、実際早く起きハ致しますか、店をあけるのが遅いのです、つまり閑散であつたのです、

○両替店の人数ハ大抵四十人位でした、勘定場には別宅の人がつめるのです、又毎晩別宅の人が交代に宿直して賄方から鍵を預り之を枕元に置いて寝るのです、之れに鈴がつけあつて之をいぢれば音がする様になつてありました、表の戸締ハ夕方から嚴重に致し、夜方になつては誰も外に出る事が出来ない様になつてありました、所が若い者の中には夜遊をした者も時ニハありましたが賄方にうまく頼みこんで、そつと別宅の寝所に這入つて鍵をそつと取り出して貰ふて外に出るものもありました

○小供は朝起きてから掃除をなし、煙草盆を掃いたりなど致すのが役目でした、一体に当時ハ店が閑でして、暇になると手習など致した、店の者に手習稽古をする寺小屋の師匠ハ秋田と云ふ人でした、又中には謡の稽古をする人もありました、私は道楽に絵の稽古を致しましたが、此の道楽からとうとう今この道の人間となりました

○当時ハ小供でも給金ハなく仕着せでありましたが、年に二回ハ芝居にやつて貰ふのが非常に楽しんで居りました、芝居ハいつも角座でして此日ハちやんと賄方から世話してやつて貰ふのです、角の芝居ハとふいふものですか御店と関係があつて自分等が使に行つて芝居の傍を通り、中を覗いて居ると勘定場に知合の座の者が御店の丁稚サンまあお這入り、一幕でも見ていきなはれと云つて中に入れて歓迎して呉れます、何でも御店ハ座元でハないが持主見た様にも思はれました、とういふ関係があつたのか少しも知りませぬが、兎に角歓待して呉れたもので、芝居の方角に使にやられると悦んで行つたものです、

○其頃は三勘と云ふ事がありまして、三年目に店おろし勘定をなすのです、その前になるといよ／＼三勘に近いとて、勘定場でハ算盤をはちいて忙しうでありました、そうして京の方から重役の方が見えまして、奥座敷で決算を御覧になる、それが済むと、一同に御馳走になりました



○御用所ハ隣でしたが全く別々になつて居りましたから一向存じませぬ、中ノ島の通商司に御用所から名代が出て居られまして島田小野と一ヶ月交代にやつて居られました、島田ハ高麗橋詰の北側の角で今の台湾銀行の処であります、小野の店は今洋服屋有本國三が居る所です（高麗橋四丁目淀屋橋筋角で）此三軒が御用をやつて居つたのです、

○呉服店ハ<sup>（イイ）</sup>を暖簾印として居りましたが両替店の暖簾は白ぬきに<sup>（イイ）</sup>を用ゐて居りました、又御宅の紋の<sup>（イイ）</sup>も使つて居りました

○蔵ハ裏に三階のものがありまして、今も時事新報の裏に残つて居る様に思はれます、之に帳簿が一杯に入れてありました、妙な形の袋綴や、又長帳、豎帳などが沢山ありまして時々支配人が何年の何番を出して来いと云はれて出しに参りました、が、暗うてそのためこわく誰れでも困つていやがりました、それで蔵に行くのだからと云ふて、傍輩につき合つて貰ふたのです、帳面の中に聞書帳と云ふて面白いものがありました、世間の出来事を聞くに随うて書いたもので、まづ今日の新聞であります、五六冊もあつたかと思つて居ります

○穴蔵ハ三つありまして、何れも粗末なもので、時によると水が中にしみ込む事もありました、札を濡らして干した事もありました

○中井由兵衛サンが通商司から帰りがけに斬られた時に丁度居りました、其時ハ夕方であつて中井サンは手代と男を連れて帰つて来たのです、中井サンは帯刀を許されて居つたが、劍術ハ出来ないし、又大の方ハ身も無くお守サンを入れてあつた飾に過ぎない、小の方ハ小刀位な身が入つて居つたばかりである、そうして、金の布呂敷包を下男の首にかげさせ乍ら三休橋筋の角の処まで来た、此角の処に地藏サンがあつた当時ハ極めて寂しい暗い所であつたのです、其時後から誰か出て来て、中井サンの肩を打つた、何をやるのかと思ふて後を向いたら又一刀打下したので、直様逃げ出して店の方を向いて走つて歸つた、後に残つた手代も又一刀あふせかけられたので是は又あわて、反対の方角今橋の方に逃げ、知合の釘屋の内に逃込み店先でばつたり氣絶したといふ事である、下男ハ又頓間な奴で、大に驚いて金の包を投げつけ、その場を逃げ反対の方角の平野町の御靈サンの辺までも一生懸命に走り逃げて初めて気が附いて、店に歸つた、さて中井サンがあわて、店に逃げついた時ハ店の戸締ハ嚴重になつてあつたので、トントンと大きい音をして叩き、今斬られたと申された、自分ハ丁度其時店の戸口に出て来て、中井サンの斬られて居るのを見て大に驚きました、肩と背中に一刀あふせかけられ、鬢の片つ方切られて居つたので座敷に上げて寝さし自分ハ華岡サンの処

に駈附けました、華岡サンは当時でハ一流の外科医でありましたし、又店から近い所に居られました、中々店でハ騒動でありました、丁度中井サンの入つて来て話をせられたので、ソラ大変と店の者が現場に駈附けた時ハもう誰一人も居らず、金包もとくになくなつて居りました、

○店に年に二度灸をすゑに御医者サンが見えます、浜田健次郎氏の父で浜田、といふ人でした、つい近所に居られました、店の小供等ハ浜田サンの見えると、ソラ灸が始まると云つて、嫌がつたものです

○四郎兵衛町、是は西道頓堀でした、之に抱屋敷がありました、よく家守の所に使に参りました、尼ヶ崎橋の東詰に斉藤町、それから天満の小幡町、玉水町、こゝらに抱屋敷がありました

○御厨新田も店の持であつて、あちらからよく役人が参つて居りました、

○帳面は正月十一月に上書を書くので、其日ハ御馳走が出ました

○呉服店の方とハあまり関係——の事ハなかつたですが、夷講の時ハ頼まれもせぬが、こちらから出掛けて、手伝つたものです、即ち一日遊んで来て御馳走になつたものです

○西方寺にも参詣した事もありましたが、店に御仏壇がありまして、西方寺から坊サンが参詣に來ました、何でも御先

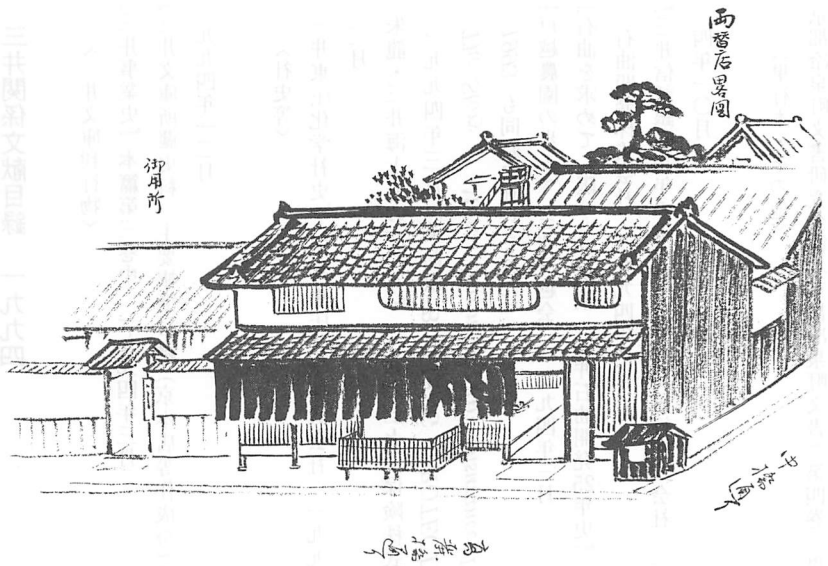
祖様の御位牌があるのだと聞いて居ります

○店の二階に勤番様の御部屋がありました、宸之助様など居られました、昼間ハ下に御出になつて勤定場に居られまして、帳面などに印を捺されます、そのみが御用であつて、一切沈黙の方で外に何事も御話にならず、店の用が済めば、又二階の御部屋に帰られる、旦那方と云ふものは、あんなに、よく沈黙で居られるものであるかなど感心して居りました、又今の三郎助様の親君三郎助様なども居られました、よく嘉三郎に按摩をさつ、れました、毎晩々々で中々つらく、時々嘉三郎手が痛くなつたかなと申され御褒美を頂きました、其頃次郎右衛門様の父君高福様なども見へた事がありました

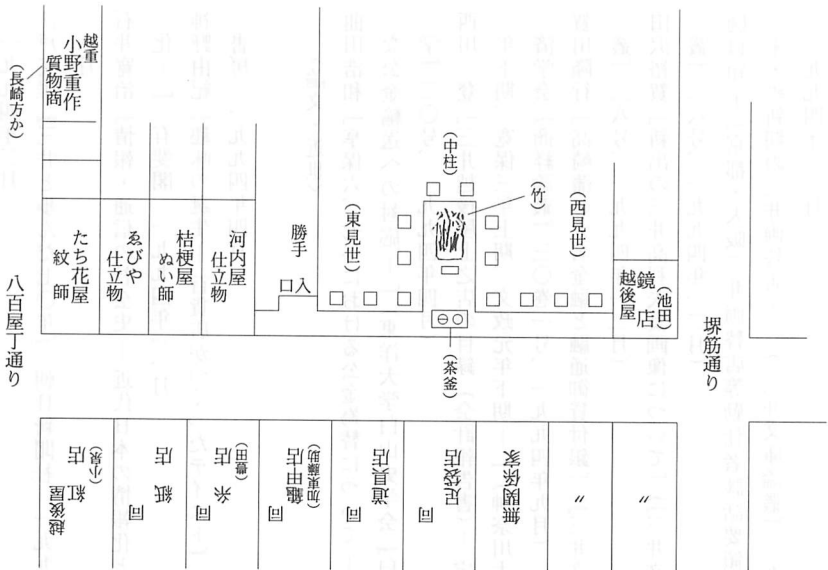
○座敷の床脇の地袋には高福様の師匠応文の扇面が三枚貼てつ説ありました、花鳥の画でした

(明治四十四年四月廿二日、於大阪、柴謙太郎聴取)

別紙畧図ハ同氏の記憶より出でたる畧図より、二三の古老にも訂したりと云ふ



大阪三井両替店略図



大阪高麗橋一丁目越後屋呉服店周辺図

( ) 内後筆